

平成16年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成16年12月16日（木曜日）午前10時開会

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（４８名）

1番	福田 守 君	2番	煙山 多三郎 君
3番	佐々木 順吉 君	4番	鈴木 一 君
5番	村田 薫 君	6番	小西 文男 君
7番	谷屋 誠市 君	8番	田口 繁男 君
9番	中村 利昭 君	10番	吉野 久 君
11番	小田島 輝一 君	12番	泉 繁夫 君
13番	大久保 伸一 君	14番	武藤 威 君
15番	高橋 猛 君	16番	戸澤 勉 君
17番	久米 章弘 君	18番	高橋 隆治 君
19番	泉谷 理毅男 君	20番	伊藤 福章 君
21番	熊谷 良夫 君	22番	齊藤 新一郎 君
23番	森元 利漠 君	24番	泉 美和子 君
25番	高橋 正治 君	26番	山田 鐵之助 君
27番	高橋 福松 君	28番	藤田 亥左夫 君
29番	若畑 文英 君	30番	高橋 久男 君
31番	森元 淑雄 君	32番	武藤 健 君
33番	永井 久雄 君	34番	熊谷 隆一 君
35番	佐々木 正 君	36番	佐藤 倉一 君
37番	中村 美智男 君	38番	戸沢 藤一 君
39番	佐藤 時夫 君	40番	齊藤 正衛 君
41番	深沢 義一 君	42番	澁谷 俊二 君
43番	飛澤 龍右工門 君	44番	杉澤 隆一 君
45番	半田 秀雄 君	46番	竹村 由広 君
47番	伊藤 光明 君	48番	後松 一成 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	町長公室長	小原 正彦 君
総務課長	二藤 誠祥 君	企画課長	山内 英世 君

税務課長	深澤章一君	住民生活課長	鈴木四郎君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	坂本昇君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中野弘君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	森川福蔵君	福祉保健課長	樋場雄一君
農政課長	深澤廣君	商工観光課長	小林宏和君
建設課長	照井一夫君	国体準備室長	渋谷喜一君
出納室長	大澤薫君	農業委員会 会 長	星山正美君
農業委員会 事務局長	出雲征夫君	教育委員長	清水猛君
教育長	高橋福雄君	学務課長	飛澤明則君
社会教育課長	小松清君	幼児教育課長	泉谷隆雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武藤久男	参 事	渋谷新一
局長補佐	田中まき子	局長補佐	久米良子
上席主任	大澤修		

開議の宣告

○議長（後松一成君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（後松一成君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告の順に従って行いたいと思います。

質問者は登壇をして発言をお願いしたいと思います。

村 田 薫 君

○議長（後松一成君） では、初めに、5番の村田 薫君の一般質問を許可いたします。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。一般質問を行います。

質問事項は、町長の政治姿勢についてです。県南第1の合併となったことで大変注目されている美郷町は、今、百年の礎を築こうと出発したところでございます。松田町長は、今回の町長選挙でたくさんの公約をし当選されました。さきの合併協議会では、合併後の新町建設計画を作成し、全住民が周知し、一日も早い実現を望んでおるところでございます。旧町村からは今後数年に及び継続事業があり、さらに緊急事業の発生も考慮しなければならないところです。

平成16年度から10年間、町の財政計画が示されておりますが、今国の三位一体の改革により、補助金、地方交付税の主要財源が激減し、当初立案した財政シミュレーションの見直しは必須の現状でございます。

現在は暫定予算中であり、3月の17年度予算に大きく期待したいところですが、この厳しい財源で選挙公約、新町建設計画、継続事業などを地域の均衡ある発展にどのように連結して進めよ

うとしているお考えなのか、町づくりの目標理念をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 5番の村田 薫君の一般質問に対して答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり財政状況は予断を許さない状況にあります。地域づくりも停滞が許されない状況と認識しております。そのため財政状況を踏まえながら、地域に必要な事業を明確化させ、両者のバランスをとって町政運営していくことが求められるものと認識しております。その上で地域に必要な事業については、継続事業も含めて新町建設計画でほぼリストアップされておりますので、それに私の選挙公約項目を重ね合わせて10年間スパンの新町建設計画から、前期実施計画として4年間の中で実施したい事業や制度などについて優先度等を勘案して選択し、継続事業を含む新町建設計画と選挙公約項目がしっかりと整合するようまいりたいと考えております。

また、地域の均衡ある発展には、投資や事業実施地域などについて地域間バランスに配慮していくことも必要ですので、各地域の課題等を把握しながらバランス感を大切にしたい町づくりを目標にして、各般の取り組みに邁進してまいりたいと考えております。そうした上で、これまでの各地域が培ってきた特徴や特色を大切にするとともに、新たな特徴をはぐくみ、古さと新しさが同居する美郷町として、美しき郷になるよう頑張りたい所存です。

以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問を許可いたします。

○5番（村田 薫君） 再質問をいたします。

地方分権の推進に伴いまして、自治体の自立性を高めることは大変大きな課題と思います。そのためには民間活力の最大なる導入を引き出すということが重要ではないかと思っております。

この点について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいま再質問をちょうだいしましたことについてお答えいたします。

地方分権の中で自治体の自立性を高めることの必要性についてはご指摘のとおりと存じます。そのためこれまでの地域づくりなどの住民組織の活動を大切にするとともに、民間で対応できるものは民間で対応していただき、行財政の効率化に留意しながら少しでも自立性を高める方向で臨んでまいりたいと思います。

また、内容によってはPFI方式なども今後は視野に入れることが必要になるかもしれません

ので、そうした先進情報の収集等には意を払い、幅広い視点で行政運営に臨んでまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） まだありますか。

○5番（村田 薫君） あります。今回のこの首長選挙で生まれました心の垣根というものが地域住民の間で全く消えたわけではなく、今後地域間の協調、融和を図る施策にどう努めるお考えなのか、住民の合併評価にもつながることをございまして、率直な真意をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に答弁いたします。

地域間の協調や融和を図るには相互理解が必要不可欠ですので、まずは触れ合う機会、つまり話し合いの機会を設けてまいりたいと思います。そのため町民各位と会話する機会、例えば集落座談会とか、私が町民各位と談話するような町長ふれあい談話室などを実施してまいりたいと考えております。

また、施策意図等について考え方を説明する機会を持ちたいと思いますので、町の広報紙等を通じてできる限り説明してまいりたいと考えております。さらに、住民同士が率直な気持ちで触れ合うような各種行事やイベントをさまざまな分野で開催してまいりたいと考えております。こうした取り組みで住民やあるいは地域の融和を図り、一体感ある美郷町になるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問は3回で終わらせていただきます。

○5番（村田 薫君） 最後ですけれども、ぜひとも新生美郷町の全住民がお互いに責め合うのではなく、組み合う気持ちを持って協力し、よい町をつくっていただくことをお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後松一成君） 答弁要りませんね。（「要りません」の声あり）これで5番、村田 薫君の一般質問を終結いたします。

煙 山 多三郎 君

○議長（後松一成君） 次に、2番の煙山多三郎君の一般質問を許可いたします。

(2 番 煙山 多三郎君 登壇)

○2番(煙山多三郎君) ただいま議長の許可をいただきましたので、これより私の一般質問を行います。

第1点は、これからの町長の姿勢についてお伺いいたします。

先般12月9日発行の広報美郷で、町長の就任のあいさつ文を読ませていただきました。また、今定例会で町長の所信表明を聞かせていただきましてよくわかりましたが、表明は大変に立派でもありまして、今後所信表明を大切に実行し、約束することを切にお願いを申し上げる次第であります。

さて、私から一つとして質問をいたしますので、よろしく願い申し上げます。ご存じのように、私は大正15年生まれで今48人の議員の中では一番古い人間であります。おかげさまで旧千畑議会当時は皆様方に支えられて、これまで議員活動を思う存分やらせていただきましたので、心から皆さんに感謝をしている次第であります。ただ、今度合併して美郷町議会となり、議員の数も在任特例により48名という大所帯になりましたので、今までどおり果たして私のような年長議員に対して面倒を見てくれるか否か、多少心配なところもあります。残す9カ月間でできるだけ努力して職務を全うしたいと思っておりますので、今後とも何とぞよろしくお願い申し上げます。

私は、昭和大合併のときに20歳後期でありましたが、昭和43年3月に議員として3年間行政にかかわりを持ちましたが、その当時佐々木長八村長初め坂本喜助村長、高橋 玲町長、そして藤嶋町長と4代の首長のもとに行政に参画してまいりました。私はその間にさまざまな角度から意見なり要望しまして、首長はそれぞれのものに理解をいただきながら、町勢発展のためにいずれの首長も立派に町づくりに頑張ってもらいましたので、みんな感謝しております。

今度は昭和の合併より大変に大きい平成の大合併ということで、去る11月1日、旧仙南、六郷、千畑地区が合併し、美郷町として発足することになりました。これに伴って町長の選挙が行われ、松田町長が初代の町長として誕生いたしました。おめでとうございます。松田町長には大変これからご難儀をかけようと思います。よろしく願いいたします。

振り返ってみれば、大変激しい選挙でありました。各地域間あるいは同じ部落内でも好ましくない感情が残り、せっかく今まで3町民が譲り合い協力し合いして合併を進めてきましたが、結果としては芳しくない様相を呈しているということはだれしも気づくことだと思っております。そこで、松田町長にお尋ねいたしますが、町民の感情を修復するために町長は何と考えているかぜひ聞いておきたいと思えます。ましてや今定例会で所信表明で何度も上げております選挙においても、町長は融和と前進を公約に掲げて戦った方でありまして、具体的にどのように考えてこ

の問題をまず解決していこうとしているか、はっきりした答弁をぜひお聞かせ願います。

なお、町長は幅広い人脈と、あるいは県や国との太いパイプをお持ちのことと強調しておりましたが、私は大変心強く思っております。抽象論でなく具体的に名前を上げて結構だと思しますので、お答え願いたいと思います。

次に、二つ目として申し上げたいと思います。議会との対応についてお伺いいたします。

行政は、執行機関と議決機関にはっきり分かれているということは言うまでもありません。今後、議会と執行部に考えの隔たりがあってはならないと思っております。新しい美郷町の将来に向けての構想も計画も何もできないようでは合併の意義も何もありませんので、秋田県第1号で合併し、住民にふさわしい新しい町名、我が美郷町が、県内の模範たる町づくりには、議会と執行部が車の両輪のように進み、町民に喜ばれるようなことが大切だと私は考えております。

合併に伴い大きい美郷町内は、住民に町長の目が届かぬところもあるかと思っておりますので、また予算の執行も大変に大きくなり難儀、苦勞と思っておりますが、これからは重要な問題など発生する場合を想定するときに、議長初め副議長、48名の議員もおりますので、町長は議会との対応を今後どのように進めていくおつもりであるか、その考えがあったら具体的にお示しを願います。終わります。

○議長（後松一成君） 2番、煙山多三郎君の一般質問に対して答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 煙山議員のご質問にお答えいたします。

まず、これからの町長の姿勢についてですが、選挙は立候補者が自分の考えや施策、行政運営について有権者に訴え、有権者は自分の考えと合致する、あるいは理解できる者に投票するという制度です。そして、結果が出ればその結果に従って、それぞれが協力し合って自治を推進していくことが民主主義であると私は認識しております。したがって、本来的には選挙後に感情的なあつれきが残るということは、選挙制度や民主主義の観点からは望ましいことではありません。しかし、現実に感情にあつれきが残るとすれば、まずはそういった方々に冷静になっていただくことが必要と存じます。そのためまずは為政者等が、権限や権利を不公平に振りかざすことや、感情的な言動をしないことが肝要と存じます。その上で、住民との相互理解を深め、ともに冷静さを共用するために、まずは触れ合う機会、つまり話し合いをすることが必要だろうと思っております。私は、町民の視点を大切にしたい町政運営を目指しておりますので、例えば集落座談会とか町長ふれあい談話室など、住民と話し合える機会を大切にしたいと考えております。

また、地域づくりへの考え方や施策展開の判断を説明することも相互理解には必要と思っております。

ので、町の広報紙などを通じ、できる限り皆さんに説明してまいりたいと考えております。さらに、住民同士が冷静な態度で相互理解を深めていくには、各種行事やイベントで触れ合い、話し合うことが必要と思いますので、さまざまな分野で取り組みを重ねてまいりたいと考えております。こうした考え方で一人一人に公平性をもって接していくことが、町民各位の冷静さを助長し、さらには感情のあつれきも解消し、一体感ある美郷の形成につながっていくものと信じておりますので、議員にもどうかそうした観点でのご協力をお願いいたします。

なお、私の国や県に対してのパイプについては、知人友人が総務省や国土交通省、厚生労働省、農林水産省などにはありますが、このたびのご質問内容で具体的に氏名まで公表する必要性はないと判断しますし、またプライバシー保護の観点からも公表するべきではないと判断しますので、どうかご理解いただきたいと存じます。また、県についても、実際自分が10年以上在職しておりますので幅広い知人友人はありますが、氏名の公表は国職員と同様の理由で、具体的名前を公表しないことにご理解いただきたいと存じます。

次に、議会との対応についてですが、おっしゃるとおり町長部局と町議会は町政推進上の両輪と認識しております。そのため町政推進上の大きな課題などへの対応に当たっては、私の考え方や判断、方針等をご説明申し上げ、ご意見などをいただきながら、さらにはご理解をいただき、町政の推進に一体となって取り組んでいただきたいと思いますと考えております。そのためそうした案件については、議員協議会などを通じて議員各位に私の考えや方針等についてご理解いただくよう意思疎通を図ってまいりたいと思いますし、またそれ以外にもさまざまな機会を通じて議員各位と交流させていただき、意見交換や協議をする中でご理解とご協力をいただき、両輪として同じ方向を、そして同じ速度で進んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問はありますか。

○2番（煙山多三郎君） ありません。ありませんが、太いパイプと議会をよく連絡を取りながら、今後の町長の大きい美郷町を進めていっていただきたいことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（後松一成君） これにて、2番、煙山多三郎君の一般質問を終結いたします。

吉 野 久 君

○議長（後松一成君） 次に、10番の吉野 久君の一般質問を許可いたします。

（10番 吉野 久君 登壇）

○10番（吉野 久君） 一般質問をいたします。

秋田県先駆的役割を果たした美郷町の合併は、旧3町村長や役場職員の合併を成就させようという努力と議会の協力、そして地域住民の理解と信頼を得ながら、ほぼ理想的な姿で実現したものと考えます。県内の他の合併協議会の動向を勘案すれば、その足跡は自負すべきものであり、改めて関係各位のこれまでのご尽力に敬意を表するものです。

さて、三位一体改革が示されて以来、市町村合併は国や地方の財政難を克服するための手段として論じられ、道州制などスケールメリットによる行政のスリム化、効率化ばかりが注目されるようになりました。確かに少子高齢化社会に対応し、多様化する住民ニーズにこたえるためには、合併によって行政効率や財政基盤を高める必要があるでしょう。しかし、合併本来の目的は、分権の受け皿として自治体みずからが体質改善することです。今後交付税総額が縮小しても、自由裁量の財源がふえる分工夫の余地も生まれるでしょう。肝心なのは国に依存する姿勢から脱却し、みずからの知恵で財政難を克服しながら地方独自の個性を生かし、住民が参画・協働する町づくりを行うことです。

一方、美郷町の現況を航海に例えれば、2万4,000人の乗客を乗せた合併美郷丸が松田船長のもと306名の乗務員とともに、今ようやく旧来の港を出帆したところでしょう。その航海では、少子高齢化社会への対応や財政難の克服など数々の荒波を受けながら、新町建設計画にある奥羽山脈と仙北平野の大自然のもとでお互いを高め、尊重し合い、新しさと古さを求める創造性あふれる町づくりを目指さなければなりません。私は、以上の観点から、今後の町づくりについて次の3点を質問し、町長の所信をお伺いするものです。

最初に、合併美郷丸が目指す方向として、合併に向けて策定された新町建設計画と、地方自治法上美郷町として策定が義務づけられ、議会の議決を得なければならない新町基本構想との関連について町長の見解をお伺いいたします。

合併協議の過程で住民に示された建設計画は、地域の歴史や文化を尊重しながら、現在の状況と今後の課題、町づくりへの基本理念と目指すべき将来像、そしてその実行手段としての主要施策と重点事業をうたっております。私は、美郷町民に約束した建設計画の主要施策と重点事業は、当然基本構想に盛り込まなければならないと考えます。また、建設計画の完成度は、そのまま基本構想として採用してもおかしくない内容と考えます。町長は、美郷町として策定されるこの新町基本構想に、新町建設計画をどう反映させるお考えでしょうか。町長の見解をお伺いいたしま

す。

次に、合併美郷丸を運行する乗務員体制として、町がみずからの知恵で財政難を克服しながら、地方独自の個性を生かした町づくりを行うために必然と考える役場組織と職員の活性化についてお伺いいたします。合併で一番に激変したのが役場組織であり、職員の環境でしょう。現在、一人一人の職員が非常によい緊張感を持って職務についていると実感しています。しかし、環境になれてしまうのも人間であり、その人心を掌握するのが町長の務めです。また、他町村に比べ美郷町職員は潜在能力が高いと評価していますが、さらにそれを引き出すのも町長の務めでしょう。合併により美郷町職員は 306名となりました。適正職員数と言われる 226名から 80名多い今だからこそ、その人材の適材適所を見きわめながら、個々の事業に専任させ、きめ細かく配置することも可能です。私は、役場が元気でなければ町は活性化しない、町が活性化しなければ住民は幸せを実感できないと考えます。そして、組織、職員ともに活性化した役場は、分権の受け皿として十分機能するでしょう。町長はどんなスタンスで職員と接し、どのような手法で役場組織を活性化させるのか、町長の方針をお伺いいたします。

最後に、合併美郷丸の運行上必要な乗客の協力体制として、美郷町民の町づくりへの理解と参画・協働の意識をどう醸成していくのかをお伺いいたします。最近各種委員会の公募制やパブリックコメント制度の条例化、TMOやNPO活動への支援など、自治体が住民とのかかわりを深めようとする動きが増加してきました。また、町づくりへの参画・協働の精神をより持続していこうという考え方から、「まち育て」という言葉も生まれました。今後、合併美郷町は住民に対し、サービスの低下や負担の増加をお願いすることもあるでしょう。新町建設計画で取り上げた重点事業の推進でも、住民の理解と参画・協働を仰がねばなりません。私は合併本来の目的は、自治体みずからの知恵で財政難を克服しながら、地方独自の個性を生かした住民参画・協働の町づくりを行うことと考えます。それが成就して初めて、町民に合併が理解され評価されるでしょう。今後の町づくりでは不可欠と考える町民の町づくりへの理解と参画・協働の意識をどう醸成していくのか、町長の所信をお伺いいたします。

以上です。

○議長（後松一成君） 10番、吉野 久君の一般質問に対する答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 吉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新町建設計画と基本構想との関連についてですが、まず新町建設計画については合併特例法第5条において規定されており、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉向上

等を図るなどのために策定され、合併市町村のマスタープランとして位置づけられるものです。そして、合併に伴うさまざまな財政措置もこの建設計画をもとにすることとなっております。一方、基本構想については、地方自治法第2条第4項において規定されているもので、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想と位置づけられ、市町村が住民の負託にこたえ、適切な地域社会の経営の任を果たすために、将来を見通した長期にわたる経営の基本とするために策定されるものです。したがって、ともに美郷町の将来を築いていくためのものでありますので、今後策定する基本構想については、新町建設計画との整合に十二分に留意しながら、総合的かつ長期的な展望に立った構想とするよう策定し、ご議決をいただいてまいりたいと考えております。なお、新町建設計画にある主要施策や重点事業については、町づくりに向けた仮称ですが、前期実施計画の中に、優先度や財源見通しなどに配慮しながら取り込んでまいりたいと考えております。

次に、役場組織と職員の活性化についてですが、ご指摘のとおり将来目標の適正職員数に比べれば、現在の職員数は柔軟な対応が可能な人数と存じます。しかし、現在のところはまだ各種調整事項への対応や想定しない課題等への対応などで、組織的にも人員配置的にも議員がおっしゃるようなきめ細かい配置は難しい状況です。さまざまな課題等乗り越え、制度的にも体制的にも安定的に業務推進ができる状況を早期に確立し、より柔軟な職員配置が可能となるよう職員ともども頑張ってもらいたいと存じます。将来にわたっては組織機構や職員配置の再検討などで、よりきめ細かい対応は可能になるものと思いますが、まずは職員の能力を引き出していきよう、職員の発意や工夫を大切にするスタンスで職員に接してもらいたいと存じます。また、職員の自主研修制度や長期研修への参加、将来的には他組織との人事交流も視野に入れ、役場組織や職員の活性化を図ってもらいたいと存じます。

最後に、町民の町づくりへの理解と参画・協働についてですが、議員ご指摘のとおり、町づくりの基本理念は自治体みずからの知恵で財政難を克服しながら、地方独自の個性を生かした住民参画・協働の町づくりにあると考えております。また、町づくりの第一歩は、その地域に住む人たちが町に誇りを持ち、町を愛し、町をつくることにあると思います。そのためまずは町の考えを町民に情報発信し、それに対する町民各位の声をしっかりと町が受けとめるとともに、お互いに意見を交換することが大切と存じております。その手法として、町の広報紙やホームページの充実、町の施策概要を取りまとめた冊子などの発刊を通じて情報発信してまいりたいほか、集落座談会や各種委員会での意見交換を大切に、町づくりへの理解を深めてまいりたいと存じます。また、既存の地域づくりの住民組織、六郷地区にも仙南地区にもありますが、こういったこれま

で自発的に活動を展開してきた団体の活動を助長するとともに、町の取り組みにも参画していただき、住民参加で各種事業が企画推進できるよう検討してまいりたいと思います。また、こうした取り組みが、ひいては町づくりへの町民参画・協働の意識醸成を深めていくものと考えております。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 10番の再質問を許可いたします。

○10番（吉野久君） 3項目質問しておりますので、3点再質問させていただきます。

まず、基本構想についてですけれども、これまでの基本構想とはどちらかという総花的で、また具体性に欠けるものではなかったかなと考えます。私はこういう財政難の時代だからこそ、基本構想にももっと具体性を持たせるべきだと考えております。県の行政改革大綱、町長はご存じだと思いますけれども、あの中には施策のいろいろな数値目標や、それから目標期日までも記載されております。そこまで細かくななくてもいいんですけれども、町民にやはりわかりやすい構想をつくるべきだと考えておりますけれども、まずその点についてお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてご答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、構想について町民がより理解しやすいように、また理解されやすいように意を払っていくことは必要なことと存じます。議員がおっしゃいました具体性をより町民にわかっていただくよう留意しながら取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） どうぞ。

○10番（吉野久君） 2点目は職員の問題ですけれども、採用についてお伺いいたしますけれども、今後は専門的な職員をもっと採用するようなことがあってもいいのではないかなと思います。例えばコンピューターソフトのプログラムや、また今この地域では史跡の発掘調査をいたしております。また、古文書の解読等々で力を発揮できる学芸員の採用、また当然に土木建築の積算とか、そういうこともございますけれども、例えば福祉の分野ではソーシャルワーカーとか、そういう専門的な知識を持つ職員を採用し、その担当にとどまらずそういう知識、技能を持った職員が他のいろいろな場に行くことも、またそれもそれで非常に役場の活性化につながっていくのではないかなと思いますけれども、そういうような専門知識を持つ、専門技能を持つ職員の採用については、どうお考えでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

おっしゃるとおり専門的な知識を有した職員の採用は望ましいものと思いますが、美郷町が将来目指す職員規模からいたしますと、専門職としての採用はその職員の人事異動上の問題から、かなり難しいものと思います。ただ、議員がおっしゃったとおり、さまざまな資格を有している職員を一般事務職として採用し、その資格を活用しながら、多方面で業務に精励されるということは望ましいものと思っておりますので、極力そういったさまざまな資格を有した方々が職場に入り、また職員の採用試験をパスすることを願っております。以上です。

○議長（後松一成君） 10番。

○10番（吉野久君） もう1点再質問させていただきますけれども、町民との参画・協働の問題ですが、町長の答弁では広報・公聴の重要性、情報発信の重要性を言っておられますけれども、前の横手市の千田さんの「小さくてもきらり」という本の中に、「行政の職員はオルガナイザーたれ」という一文があったと記憶しております。その内容は、なかなか守れない流雪溝の使用状況について、職員が市民の中に飛び込んでいって、それを説明して理解してもらい、その流雪溝の使用を守ってもらったと、そういうことを書かれていたと思っておりますけれども、これからの町づくりで町民の協働・参画を持つためには、やはり町民の中に職員が飛び込んでいく、そういう姿勢が私は大事なんじゃないかなと思っております。確かに公聴・広報で、例えば広報紙またはホームページ等々で、町のいろいろな考え方や行事を書いて発信したとしても、果たしてそれが実際に読まれるのか。それより私は実際に職員が町民の中に飛び込むことこそ、参画・協働の意識を醸成するのではないのかなと考えますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

おっしゃるとおり行政運営は、現場があって行政運営されるものです。したがって、職員が現場に出向くのは当然のことと考えております。なお、私が先ほど答弁で申しました広報・公聴についても、町民から私のところにおいでいただくというふうな広報・公聴だけではなくて、私が足を運んで町民の中に入っていくという広報・公聴もありますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（後松一成君） これにて10番、吉野久君の一般質問を終結いたします。

○議長（後松一成君） 次に、41番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。

（41番 深沢義一君 登壇）

○41番（深沢義一君） おはようございます。通告に従いまして質問をいたしますが、一言申し上げる質問に入らせていただきます。

平成の大合併、県内のトップを切って誕生した我が美郷町も、さきの町長選挙においてそのかじ取り役も決定し、まさに初航海へと船出をしたところであります。融和と前進を旗印に、公平・誠実・展望をモットーとして、2万3,900余名を乗せ、夢と希望に満ちた松田丸が出航したところでございますが、町当局はもちろん議会、そして住民の一人一人が他に誇れる町を目指して、まさに一丸となって新しい町美郷町をつくり上げていかなければならないと思うところであります。

さて合併により誕生した当地域美郷町における町づくりは、町長が申されるとおり融和と前進がキーワードであると考えるところでありますし、このことは選挙戦を通じ、あるいは広報等を通じながら、町民の間にも広く認識され、浸透しておると感じておるところであります。それではそのキーワードを念頭に置きながら、町づくりのついでに質問3項目について1問ずつ質問をさせていただきます。

まず初めに、融和のための施策であり、安全・安心のための施策であると考えます防災行政無線についてであります。地域融和を図る上で、情報の共有化は不可欠なものでありますし、またその融和も安全・安心の上に成り立つものと考えるところであります。特に、災害時など緊急時におけるいち早い情報の提供は、大変に重要なことでもありますし、住民の安全を確保する上でも大変有効なシステムであると考えるところであります。また、行政事務のお知らせあるいは催し物や各種行事の案内などの情報伝達など、町の活性化にも役立つものと考えますが、設置に向けた町長の考えをお伺いするものであります。

○議長（後松一成君） 答弁。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 深沢議員のご質問にお答えいたします。

防災行政無線の設置についてですが、現在美郷町には災害時に町内全域住民に災害等の情報を瞬時に伝達できる防災行政無線設備はありませんが、今般の新潟県の中越地震等を踏まえ、千屋断層を抱え、かつて六郷地震があった美郷町においては、災害情報伝達の有効な手段について十分な検討が必要なものと存じます。そのため郡内では、仙北町や田沢湖町などで整備されている防災行政無線について事例調査を行うとともに、最新の機器システムの状況や導入コスト、

メンテナンスコストなどを多角的に把握し、美郷町としての防災計画策定に当たってその整備の必要性等を検討してみたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） どうぞ。

○41番（深沢義一君） 現在、県内における防災行政無線の未整備行政は、14市町村と聞いておりますが、それだからというわけでもございませんが、有利な財源も活用できるやに聞いておりますし、当地域においてはただいま町長が申されましたように、明治29年の六郷地震の起因である活断層千畑断層もあるわけでもございますし、新潟中越地震のような大きな震災が起きないとは言えないわけでもございますので、実現に向けて特段のご検討をお願いしたいものと思います。

次に、人材育成についての質問であります。町が前進、発展していくための基礎は、何といっても人づくりにあると考えるところであります。新町建設計画にも、人づくりについてはみんながふるさとをつくる町づくりとして、人材の育成についての重要性を唱えておるところであります。私なりの考えといたしまして、特に子供と女性、そして担い手に重点を置いた次の4点について意義ある施策と考えておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思うところであります。

まず一つ目には、中学生を対象とした子供議会の開催、二つ目には小中学生を対象とした国際交流、海外研修の実施、三つ目には男女共同参画という観点からも女性の声を生かす施策としての女性議会や研修事業の開催、四つ目には農業、商工業における担い手育成研修の開催、これらの実施に向けた町長の考えを伺うものであります。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、中学生を対象とした子供議会の開催についてですが、子供議会の開催については、これまで三つの中学校が総合学習の中で、それぞれ六郷中学校では平成11年11月に、千畑中学校では13年11月と14年11月に、仙南中学校では16年7月に実施されてきたところであります。行政が学校に働きかけて強制的に実施することは、総合学習の目的上好ましいものではないと考えておりますが、総合学習等の一環として地域について学び、郷土に関心を持つ観点で学校の要望やあるいは取り組む意欲があれば実施してまいりたいと存じます。

次に、小中学生を対象とした海外研修等についてですが、千畑地域では平成12年度から毎年実施し、これまで22名の千畑中学校の生徒が研修に参加しております。また、仙南地域でも平成13年度から計画し、アメリカの同時多発テロやイラク戦争などにより実施が延期となりましたが、

平成 14年度から 16年度現在まで毎年実施し、これまで 63名の仙南中学校の生徒が研修に参加しております。今後とも生徒たちが国際的社會教養を持ち、広い視野を持った人材に育っていくよう、3 中学校を対象に実施してまいりたいと考えております。なお、小学生においては、安全性確保などの観点から集団での研修実施は難しいものと考えられますので、まずは中学生を対象に実施してまいりたいと存じます。

次に、女性の声を生かす施策としての女性議會や各種研修事業についてですが、新町建設計画においては信頼と親しみのある開かれた行財政の運営の項において、これらを推進するために住民参加と男女共同参画の促進をうたっております。美郷町では男女共同参画を積極的に進めるべく、平成 17年 8 月をめどに計画の策定を進める予定でありますので、議員ご質問の女性の声を生かす施策について、女性議會や各種研修事業のみならず、女性の方々の意見や要望を取り入れた行政運営に心がけてまいりたいと存じます。

次に、農業、商工業における担い手育成研修についてですが、農業における担い手の確保、育成については、農業を基幹産業とする本町では重要な課題と認識しております。これまでも担い手の核をなす認定農業者の組織、認定農業者協議会が実施する研修会等への支援を行っておりますし、新たに複合部門に取り組む農業者の技術習得のための研修制度であるフロンティア農業者育成事業も実施してきております。このほか農家や農業の担い手を対象として、県普及指導課とも連携を図りながら、農業経営改善のための簿記講習会、青色申告制度の説明会、消費税改正に伴う講習会、農業法人説明会などを開催しております。美郷町ではこうした旧 3 町村の施策を継承しながら、担い手育成研修を進めてまいるほか、県の農業會議が実施している事業を活用して研修支援を講ずるとともに、意欲ある担い手に対して普及センター、農協等の関係機関と連携をして支援チームを設置し、担い手への支援体制を整備してまいりたいと考えております。また、商工業における担い手育成については、さまざまな経営課題を克服していくために、経営陣の担い手育成策として、美郷町商工会に補助金を交付し、パソコン研修会や先進地研修、県が実施している企業人育成研修など、各種研修会への参加を引き続き支援してまいりたいと存じます。今後とも商工会や関係行政機関と連携を密にとりながら、ニーズに即した商工業の担い手育成を支援してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） どうぞ。

○4 1 番（深沢義一君） ただいまの質問につきましても、ぜひ早期実施の方向でご検討をお願いしたいと思うところであります。

次に、最後の質問になりますが、高齢者の生きがいづくりと熟年パワーの活用であります。

昨日の議案説明の中にもありましたように、当地域においての高齢者比率は28.4%と高い数値を示しておるところであります。熟年熟練のパワーとでも申しますか、まだまだ健康で現役として頑張っておられる方々が多数おられることも周知のとおりであります。仮に70歳以上を高齢者比率として見た場合には21%となりますし、決して暗いイメージとは言えなくなると思うところでもあります。新町建設計画にも、高齢者の生きがい対策としてシルバー人材センターの設置と機能の充実とありますが、ネーミング等にも一考を持ちながら、熟年パワーを活用しながらの生きがいづくりが必要と考えますが、町長のお考えを伺うものであります。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、65歳以上の高齢者は、議員がおっしゃるとおりおよそ6,800人、28.4%となっております。こうした高齢者の生きがい対策の一環として、高齢者の持っている技能や経験、知恵を地域のために、そして自分のために発揮することができるシルバー人材センターが設置運営されておりますが、依頼も順調に伸びており、今後も全町においてそうした活動に取り組めるよう勧誘に努めてまいりるほか、作業内容についても幅を出すよう検討し、より多くの方々が生きがいをもって、そして熟年パワーを活用していただけるよう検討してまいりたいと存じます。また、さらに生涯学習講座の充実強化も含めて、高齢者の方々が生き生きと生きがいを持って生活を重ねられるよう、意を払ってまいりたいと思います。以上をもちまして答弁を終わります。

○41番（深沢義一君） 質問の終わりいたしますが、今定例会における一般質問は来年度予算編成における施策提言と考えておるところでありますので、実現に向けた取り組みを切に要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（後松一成君） 以上で、41番、深沢義一君の一般質問を終結いたします。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時56分）

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午前11時10分）

大久保 伸 一 君

○議長（後松一成君） 次に、13番、大久保伸一君の一般質問を許可いたします。

（ 1 3 番 大久保伸一君 登壇 ）

○13番（大久保伸一君） 一般質問の通告許可をいただきまして、質問をさせていただきます。よろしく答弁のほどお願いいたします。

つきましては、議長、通告質問事項の1番目、読み上げませんけれども、1番の項目であります。本項目の質問につきましては申し出の許可後ではありますけれども、考慮の結果、質問削除、取り下げることが適切であると考慮いたしましたので、その結果、議長におかれましては取り計らいの上、許可をお与えくださることをよろしくお願いいたします。

○議長（後松一成君） ただいま大久保君の申し出のとおり許可いたします。

○13番（大久保伸一君） それでは、許可をいただきましたので、質問項目2番目の、町長の所信表明の根幹ベースとなる町民参加の、これからの町づくりの進め方と行政展開について質問をさせていただきます。

初めに、松田美郷町長におかれましては、先般執行されました町長選挙において大勢の町民の支持により見事当選の栄に浴されました。心よりお喜びを申し上げます。

新生美郷町の町長として全力で町勢発展に向けご奮闘あらんことを、大きな期待を寄せて念願するところでございます。さて、町長の町広報紙就任のあいさつ、また所信表明にも据えられておりますが、町政運営の基本として、町民の目線に立った、町民の幸せ実現のために、町民の声を大切に行政に反映させるとの基本理念のもと、まずは所信で述べられておりますが、融和と前進をキーワードとして、町民と行政との信頼関係をいち早く築き上げてスタートを切ることが肝要と考えるところでございますが、いかがでしょうか。

町民一人一人がここ美郷町に住んで幸せを実感し、誇りと安心をしっかりと持てるような施策の構築と推進を熱望するものでございます。ついては町政運営に当たっては、これからの分権型政治課題として極めて重要な住民参加型の行政、このあり方が求められております。これまでの与えられる、あるいはしてもらう陳情型の社会を変えて、もっと新しい町に成就また発展させていかなければなりません。そんな改革をなし遂げるこの合併でもあるはずでございます。我が町、私の町の町勢発展のため、二、三提案等を申し上げます。

その一つ目として、公聴、広く町民の声を聞く施策として、町長の面会日を設けてはいかがか。

その2として、今定例会予算書の中に既に実施の計画に盛り込まれておりましたけれども、町へのご意見ポスト等の設置方についてであります。詳細については本会議の予算質疑の機会になりましょうが、何よりも今すぐやるべきこと、やらなければならないこととお考えの思慮かと思えますけれども、早速このたびは実施に取り組みましたことに評価を申し上げたいと存じます。町民の意見を受ける側の首長におかれましては、町長が直接この意見をこの箱を開き、さまざまな提言やらあるいは政策課題の実施や要望等、多岐にわたることかと思えます。このご意見の処理や実施方については、できるだけ実施時期を可能な限りに明示をし、また事によっては広報紙等に載せることなど、町民のご意見ポストに寄せるもろもろの問題の解決や町政に対する期待感の醸成等、これらを図っていくべきことと考えますが、いかがでしょうか。

三つ目として、移動町長室やあるいは集落の行政座談会、これらの開催の考え方についてお尋ねをいたします。このことは合併美郷町のこれからの行政を取り巻く問題や地域の諸課題等の掘り起こしや整備にも功をなし遂げ、行政運営にまことに効果的な施策でもあります。実施に取り組みされること、いかがでございましょうか、お尋ねをいたします。

四つ目として、新しい時代の町づくり自治に向けて、住民参加型の自治行政が希求されております。住民が行政にさまざまな形で参画し、一人の町民として何ができるのか、何をなすべきかとのかわりの行政に変わろうとしております。新町美郷町に夢を託して質問を申し上げておるところでございしますが、見解と施策等のお考え等をお尋ねをし、質問を終わります。

○議長（後松一成君） 13番、大久保伸一君の質問に対して答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 大久保議員のご質問にお答えいたします。

議員ご提案の1件目と2件目は関連がありますので、二つを合わせて答弁させていただきます。

町長面会日の設置及び移動町長室、集落座談会の開催の有無についてであります。来年1月より町民の懇談の日を定めまして「ふれあい談話室」と称して、町民の皆さんからの行政へのご意見、ご要望等を直接お伺いしたいと思っております。実施に当たりましては、分庁舎方式でありますことから、午後5時から午後6時半までの間、それぞれの庁舎で月1回の開催を計画したいと考えております。基本的には毎月第2火曜日が千畑庁舎、第3火曜日が仙南庁舎、そして第4火曜日が六郷庁舎と設定したいと考えております。

集落座談会につきましては、直接地域に出向き町民の皆さんと地域の現状や将来など、町政について意見交換できる重要な場と認識しておりますので、来年度から実施を計画したいと思います。詳細につきましては今後検討してまいりたいと存じます。

このほか、今回予算でもお願いしてございますが、また議員もただいま触れられましたが、各庁舎に町政提案箱を設置したいと考えております。町民の皆様気軽にご利用いただけるよう、提案箱の名称をみさとミミーちゃんというネーミングとして、できれば1月から設置したいと考えております。また、広く町内会からご意見、ご質問、苦情などを投書していただくために、ホームページ等を利用した電子メールによる公聴も計画しておりますし、またそうした意見、苦情等に対しまして、迅速に対応していくよう心がけてまいりたいと存じます。このようにさまざまな方法で、できるだけ多くの方々から町政に関するご意見、ご提言を伺い、開かれた町政を推進するとともに、広く行政に反映させてまいりたいと考えております。

また、3点目についてですが、これからの自治体のあり方等についてですが、住民参加のもとで地域づくりが推進されることはある意味で当然のこととありますので、そして具体の姿として実効が上がるということが求められていると思いますので、各地域でこれまで地域づくりに活躍してきた住民団体と連携を図りながら、町づくりに進んでまいりたいと思いますし、またこれからの施策展開については、住民が参加して企画立案していく取り組み、例えば人づくりの企画、講演やコンサートなどの企画については、町民も参加してその企画立案に入ってもらおうというふうなことを促してまいりたいと考えております。そのほか、民間活力を活用してさまざまな取り組みを委託していくことも、町民参加の1形態ではないかと思っておりますので、そうした観点も検討してまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問を許可いたします。

○13番（大久保伸一君） 市町村は、いや応なく到来した変革の時代の課題である地方分権の受け皿となるものであります。町民が一丸となって地域の自治を守り、つくり上げ、少子高齢化の進行に対処していくこととなります。基礎的自治体は、教育や福祉、保健等の福祉型行政の総合サービスの行政体に突き進むことかもしれません。重ねて新町長の行政手腕を遺憾なく発揮されますことを祈念して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後松一成君） これにて13番、大久保伸一君の一般質問を終結いたします。

谷 屋 誠 市 君

○議長（後松一成君） 次に、7番の谷屋誠市君の一般質問を許可いたします。

(7 番 谷屋誠市君 登壇)

○7番(谷屋誠市君) 私は、農業ヘルパー制度の導入をということと、町職員に一体感を持って意欲的に仕事をしてもらうためにはどうするのかという2点について質問いたします。

まず最初に、農業ヘルパー制度の導入を。

農業は美郷町の基幹産業であると考えておりますが、近年、米の消費の減少などのため減反がだんだんとふえてきています。さらに、去年は別として米価の先行きの見通しも明るいものではありません。そうした中、農家は収入の確保と減反の消化などのため、野菜や花などの作目に取り組んでいる農家も多くあります。そして、これらの農家が規模を拡大する上でネックの一つになっているのが労力の問題です。普段の管理などは家族で賄えますが、収穫出荷作業や定植など一時的に多くの労力が必要になったとき、その確保に頭を痛めている農家も多く、また休みをとることが難しく、病気のときや急な用事ができたときなどは対応に苦慮することもあります。これらが規模拡大をちゅうちょさせる原因の一つになっていると思います。現在は知人のつてを頼ったり、シルバー人材センターにお願いしたりしている方もありますが、人手の確保やハウス栽培での朝早い時間帯に対応できないなどの問題点もあるようです。

そこで農家の労力確保の一助として、美郷町として農業ヘルパー制度、農業ヘルパーセンターの設置をするよう提案したいと思います。農業ヘルパー制度の対象としては、野菜や花だけでなく、果樹や稲作など農業全般が対象となると考えております。また、作業を行うヘルパーに対し事前に農作業の基本的なことや作業上のマナー的なことなどの研修も必要と思われます。ヘルパー派遣の橋渡しやヘルパーの研修などのために、ヘルパーセンターの設置が必要と考えます。

近隣では、国の農業ヘルパーセンター整備事業を利用し、太田町と横手市が実施しているようですが、太田町では3年ほど動いた後、現在では中止中と聞きました。これは職安を通すために時間がかかる、2度目からはセンターを通さずヘルパー個人と直接契約するようになるなどの理由で、利用者が減少したためのものであります。横手市では、みどり公社の事業の一つとして去年の7月から始め、現在順調に動いており、合併後の新横手市でも協議事項の一つになっているようです。こちらでは長野県などの先例地を訪れるなどの検討を重ね、ヘルパー組合を組織し、組合として作業を請け負う形をとることなどで、職安を通さずに実施できるように工夫し、手続の時間を短縮したと聞きました。ほかにも県内外に実施しているところが何カ所かあります。先日JAあきたおばこ六郷支所で聞いたところでは、支所の運営委員会でも農業ヘルパーの話が出て、園芸作物の増産という観点から検討を考えているとのことでした。

我が町でも先例地を研究するとともに、JAを初め普及センターや農業委員会、ハローワーク

などの関係機関、それに実際に利用することになる農業者などと十分に協議をし、ヘルパーの確保や実施主体、事務局のあり方など美郷町の実情に合った制度にしてもらいたいと思います。

今後、減反はさらにふえて、水田面積の半分ほどまでになるのではないかとさえ聞きます。そうした中、規模を拡大し、安定した経営を目指す農家を支援するためにも、農業ヘルパー制度、農業ヘルパーセンターの設置を我が町でも検討、実施するべきと思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後松一成君） 7番に対する答弁。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 谷屋議員のご質問にお答えいたします。

初めに農業ヘルパー制度の導入についてですが、園芸作物や畜産などにより経営の複合化を推進する場合、資材の初期投資と合わせて労働力の確保は大きな課題であります。施設栽培はもちろん露地栽培においても、定植や収穫など一定期間に労働力が集中しているのが現状であります。労働力の観点から言えば、家族労働力だけでは経営規模の拡大に伴い必要となる労働力の確保は困難となる場合が想定されます。現在、こうした労働力不足に対応するため、町内のシルバー人材センターを活用している農家もあり、平成15年度では美郷町管内で契約件数55件、延べ358人の派遣実績があります。農家が必要とする労働力の質と量をいかに確保するかが課題であり、地域の話し合いの中で担い手の確保とあわせて、労働力の提供についてそれぞれの役割分担を明確化するとともに、シルバー人材センターの活用により経営規模拡大や低コスト農業を実践していただきたいと考えておまして、現段階では農業ヘルパー制度あるいは農業ヘルパーセンターの設立は考えておりません。

なお、農業団体や生産団体とシルバー人材センターの活用等について、今後協議をするとともに、農業ヘルパーの需要などについては把握して参考にしていきたいと思います。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 7番。

○7番（谷屋誠市君） シルバー人材センターの活用において対応したいというお答えでしたけれども、シルバー人材センターには時間的な制限があり、早朝や夕方の作業などに対応できないこともあります。さらに農業関係を継続して、農業関係の仕事をすることで作業効率もアップすると思われます。そういうことも含め調査の結果などを踏まえ、できれば農業ヘルパー制度の実施をお願いしたいと思います。

さて、二つ目に、町職員に一体感をもって意欲的に仕事をしてもらうためにはどうするのかと

いう点についてお尋ねいたします。

合併して美郷町となってから1カ月半ほどが過ぎました。合併した3町村にとっては、隣同士とはいえ、それぞれに歴史があり考え方の違いもあると思います。それは役場の職員に対しても言えることではないでしょうか。三つの町と村が一緒になったことにより、職員もそれぞれ美郷町に引き継がれました。それぞれの町や村での仕事と基本的には一緒とは思いますが、慣習や気風の違いもあると思われます。まして今までと違う庁舎に移動した人の中には、まだ環境になれない人もいると聞きます。また、私が相談に行った人の中には、連日夜までの残業が続いているという人もおりました。町の職員の方々には町長の手足となって新しい町づくりに頑張っていたかなければなりません。そのためにも研修や適正な配置などの人事を通じて、旧町村間の垣根を取り払い、健康に配慮し、良好な人間関係をつくり出さなければならないと考えます。町長の所信表明の中にも、職員研修への取り組みや意思疎通を大切にする適正な配置を検討するなどあります。職員のやる気を引き出し、一体感をもって町民のために意欲的に仕事をしてもらうために、どのようなことを考えているのか、何か具体的なことを考えているのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

さきの吉野議員への答弁と重なりますが、組織機構や職員配置の再検討などを行い、健康に配慮しながら良好な人間関係の構築のもとで職員の能力を引き出していくよう、職員の発意や工夫を大切にするスタンスで職員に接してまいりたいと存じますし、また職員の自主研修制度や長期研修への参加、将来的には他組織との人事交流も視野に入れて役場組織や職員の活性化を図ってまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○7番（谷屋誠市君） これからの町づくりのため町長が方向を示し、さまざまな施策を行おうとするときに、実際にそれらを実施、作業をするのは職員たちであります。彼らの働きやすい環境づくりをすることがスムーズな町政運営には必要なことと思います。最後に、これからの町長のかじ取りに期待して、質問を終わります。

○議長（後松一成君） 以上で、7番、谷屋誠市君の一般質問を終結いたします。

武 藤 威 君

○議長（後松一成君） 次に、14番、武藤 威君の一般質問を許可いたします。

（ 1 4 番 武藤 威君 登壇 ）

○14番（武藤 威君） 14番、武藤です。私の質問は、大きく分けまして二つほどでございますけれども、二つとも合併前の旧町村でも行われてきたと考えておりますけれども、また前段の各議員の答弁の中にもありましたし、また町長の所信表明の中でも一部触れられておりまして、前向きな考えだなと考えておるわけでございますけれども、ただもう一步踏み込んだものにすべきで、やる気さえあればこれは簡単だと思うわけで、最初から余り難しいことは言いたくないわけで、町民が主人公の町政を目指すには、このことは最低必要だなと思われることから質問するわけでございます。

まず一つ目でございますけれども、町民の求める要望や意見の対応についてでございますけれども、3,000の自治体を1,000にするというような形で合併が進められてきまして、美郷町も県内トップを切り、そして松田新体制ができたわけでございます。ところで、きょう現在も進められております地方分権一括法でございますけれども、地方分権一括法は私から言うまでもなく、地方自治法を初め日本の法律の3割近い数に及ぶ475本もの法律をまとめてしまったということで改正したということで、2000年の平成12年4月から施行されたわけです。やはりこれは我々に権利侵害と住民サービスの切り捨て、負担と犠牲を押しつけているのではないかとと思われるわけでございます。例えば新ガイドライン法、戦争でございますけれども、この発動に町自治体、住民を動員する法案、問題と、さらには住民に負担を強いる新たな課税を自治体に求める地方税法の改正をしていますし、また新たな自治体の統制の枠組みをつくり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正などがあるわけでございます。

そのような中で、私たち町民は、その町とそれを包み込む、いわゆる県の二つの地方自治体の構成員、主権者になっておるわけでございます。この町、地方自治体は、住民が国や地方の政治行政に対して、住民の意思や要望や要求などを反映させていくためには、最も身近な場であると同時に、住民の人権と生存権を守り改善させていく場でもあることは言うまでもありませんけれども、と同時に、地方自治体、町はその反面、国・県・町という国家行政の仕組みの一部として住民を統治し管理する役割もあわせ持つておるわけでございます。例えば税金を取るとか、また知事、町長、また各種行政機関、行政委員会など国の各機関から事務や財政などの統制があるわけでございます。役場、この地方自治はこの二面性からなっているわけでございますけれども、このような状況下のもとで住民の要求や要望を反映させていくためには、要求や要望、要件の内

容によっていろいろな形態や方法があると思いますが、最初が肝心ということでその辺の町長の考えをお聞きしたいわけでございます。

やはり住民は合併後この町がこの部落が取り残されるのではないかと、利用料や使用料など手数料が最初がいいかもしれないけれども、だんだん高くなるのではないかと。生活が合併する前よりだんだん苦しくなるのではないかというような心配がたくさん聞かれるわけでございます。これに何とかたえればいいのか。だれがこたえていくのかと思うわけでございます。合併によって、私たち住民と町行政との間が遠くなった。もちろん距離もですけども、やはり身近な相談相手、身のよりどころが遠くなったという感情が町にあふれ出ているわけでございます。今、一番求められているのは、町長の所信表明の中にもありましたけれども、こうした不安を解消することが一番大切ではないでしょうか。ましてや、やがて来年9月、10月になれば、町民の願いを声を取り上げてくれる議員の数も減ることだし、不安はなおさらでございます。今町民の声には、この地域にも、例えば児童館や老人の憩いが持てる、そして一人暮らしまた老人世帯のアパートをつかってほしいとか、例えば公園にはこういうものを備えてほしいとか、どこそこの交差点は事故が多いと、安全の手だてをとってほしいと、数多くあるわけでございます。

役場にこうした要望や用件を伝え、その解決を求めることはもちろん自由にできるわけでございますけれども、またわからない点や疑問はどんどん役場窓口に掲げばいいことではございませんけれども、そして、これまでも発行しましたけれども、町でも例えば相談ガイドとか暮らしのガイドなどといった、役場を住民の暮らしに役立てるためのガイドブックみたいなものを発行していくとは思いますが、また総合的な相談コーナーも設けていくとは思いますが、要は中身の問題だと考えるわけでございます。やはりこれまで旧町村で出されたものより、一步、二歩進んだものにしていただきたいわけでございます。例えば、これが一つあれば何でもわかると、一目でわかるもの、これは便利でなくてはならないものにしていただきたい。一家に一冊、それさえあればこの美郷町に安心して楽しく生きていかれるような、そういう必需品として出してもらいたい。そして、その中にはやはり町施設への電話番号から窓口案内、相談事があるとき、届け出、証明、出産、子供、教育、健康、障害のある方へとか生活の援助、国民健康保険、国民年金、税金、暮らし、仕事、中小企業、文化・スポーツ、施設、選挙、議会など、全般にわたって制度のあらましを紹介するとか、そしてさらにはその相談担当課と直通番号が記入されていて、すぐ連絡できるようにすると。また、町長に対する私の声、いわゆる町民の声を記入できるはがき、もちろん郵便料は町で負担、それから町長みずから町民の生の声が聞こえるような体制にすべきだと考えるわけでございます。町では先ほどの答弁の中にありましたけれども、みさとミミ

ーちゃんですか、ポストを置くそうですけれども、私は町民総参加といえはやはり表に出られないお年寄りもいるだろうし、先ほどの話でないですけれども、子供議会、随分子供たちは頭の下がるようないい意見を持っております。そういう全町民を対象にしたものにしてほしい。そういう意味ではがきを添えたらどうかということでございます。

また、制度や施設の紹介が改廃、また新設などの動き、適用基準や所得制限などはこれまでどおり定期的に発行している広報紙に掲載していくのはもちろんのことでございますけれども、また、総合的な相談コーナーは設けるわけでございますけれども、これも一步踏み込んだものにしていかなければと思うわけでございます。この総合的相談コーナーのほかに、専門家や有識者を相談員にした住民の要望や要件別の相談コーナーも考えなければと思うわけでございます。この相談員を置ければこれにこしたことはありませんけれども、やはり予算の関係もあると思います。ですので、すぐ連絡し、いつでも対応できる体制にしていかなければと考えますが、どうですか。なぜかといいますと、総合的相談コーナーだけでは対応が難しい問題が数多く出てくると思うわけでございます。例えば、生活一般では、町民相談や人権、身の上相談、交通事故相談、行政相談、法律相談、家庭相談、介護保険に対する相談や税務相談、不動産の取引相談とか、中には建築の紛争の相談、行政手続相談とか、福祉電話総合相談とか、いろいろ出てくると思いますし、また女性や子供に対しては、子供と家庭の総合相談とか、母子相談、児童相談、子育て電話相談、教育相談、幼児の発育発達相談とかあるわけで、また障害者におきましては、障害者一般相談やケアカウンセリング、やはり障害者とその家族等がみずからの体験に基づいて相談に応ずるなどがあるわけでございます。

やはり役場発行の広い分野でのガイドブックを町民の手元に、また町民の相談室の活用が、このことがさらに充実されることによって、町民と町行政が密接であるということをも美郷町全域で、全町民が再確認できることを願っておるわけでございますので、そういう意味からお聞きしたいわけでございます。

次に、予算編成と住民参加についてでございますけれども、12月の今の議会も本当に大事な議会です。しかしながら、先ほどだれか触れておりましたけれども、やはり3月の予算議会も1年の施策の大綱とその予算が審議されるわけですから、1年の中でも極めて重要な議会となるわけです。予算は一たん組み上げられてしまうと、それを変更するのはかなり難しくなるわけでございます。そこで提案したいわけですが、町長も先ほど何回も触れておりましたけれども、やはり町長が先頭に立って毎年予算編成期の9月、10月ころだと思いますけれども、10月から12月ころにかけて、やはり各町内会、理事会、部落を回って予算について住民と懇談するとい

う活動を行ったかどうかということでございます。この予算公聴集会には、町長、助役、収入役、担当課長、それに参事等が参加し、住民とひざを交えて率直な意見交換が行われると思うわけでございます。この集会のモットーは、だれもが安心でき、身近な課題について話し合うことができ、身近な場所で行われ、気軽に参加できると。したがって、各地区に町長初めスタッフが出かけて行って懇談する、懇談会では当然いろんな意見が要望が出てくると思います。そこで私の言いたい、聞きたいのは、一つ目として今年度の予算でその中で出てきたもの、やれるものならやると、また翌年度、それ以後になるかもしれない、また、実行不可能なものに分けられると思います。やはりそれは口実、町内会長に報告しながら、各地区で報告してもらおう。いわゆる編成に当たっては、閲覧、見積もり査定、調整と進めていくわけでございますけれども、やはり町と美郷町民総ぐるみの町づくりを願って、質問するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（後松一成君） 14番に対する答弁。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町民の求める要望や意見の対応についてですが、社会が複雑化し、人々の価値観も多様になっている現在、町民の皆さんがどのように考え、何を望んでいるのか等のさまざまなニーズをより明確に把握し、行政に反映させていくことがますます重要になってきております。私は行政が取り組んでいる課題について、広く皆さんにお知らせする広報活動とともに、皆さんのご意見をお聞きする聞く方の公聴活動を行って、町民参加型の町政運営が重要との認識を持っております。質問の第1点目にありましたが、町の情報ガイド的な冊子についてであります。新町の組織や施設及び各種手続等を記載しました美郷町ガイドを合併前の9月ころに全世帯に配布してございます。また、議員からご提案ありましたが、17年度からはさまざまな制度や事業概要等について集約した冊子を作成し、各世帯に配布したいと考えております。すべてを網羅することは大変難しいと思いますが、いずれ作成に当たっては住民の視点に立って、よりわかりやすいそうした冊子を作成してまいりたいと存じます。

次に、担当課への直通電話の件ですが、町民の皆さんの利便を図ることから、美郷町役場84局の111を代表番号としておりまして、交換手により各課へ転送するシステムを採用しておりますが、しばらくの間はこの体制で状況を把握してまいりたいと考えております。

次に、町民の生の声が聞こえる体制についてですが、さきのご質問にもお答えしたとおり、町長ふれあい談話室や、町政提案箱みさとミミーちゃんの設置、あるいは電子メールや集落座談会

等の実施を計画しております。また、議員ご提案のはがきにつきましても、今後検討してまいりたいと存じます。

第2点目ですが、相談体制の件についてですが、町民が相談等に来庁した場合、まず総合サービス課で対応することになっております。相談内容が担当課でなければわからない場合は、各庁舎に設置しておりますテレビ電話で対応しますし、立ち寄った庁舎において要件がどうしても達成されない場合は、シャトル便等を利用して関係の庁舎へ案内する体制をとっておりますので、総合サービス課に現段階で専門の担当職員を配置しないことで対応してまいりたいと存じております。それから、その他行政運営でさまざま気がついた点がありましたら、迅速な対応をしてまいりたい所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、予算編成と住民参加についてのご質問であります。さきに述べましたとおり、来年度より町民各位が集いやすい季節や農作業等の関連を勘案した時期に、集落座談会を開催したいと考えておりますので、議員ご指摘の点を十分に考慮に入れながら詳細を検討いたしたいと思っております。また、今後も引き続き厳しい財政状況であることが想定されますし、効率的な行財政運営が望まれている中、地域住民の皆さんとの懇談の場で、行政課題の提起からその解決策等が議論されることはとても望ましいことでもありますし、住民ニーズを的確にとらえ、それに行政の公平性を保ちながらおこたえしていくことが大切なことと認識しております。町民の皆さんからいただいた提言や要望などに関しては、課題を急を要するもの、施策を講じなくてはいけないもの、十分な検討・協議を要するもの、施策を講ずる必要性は認めるもののほかの施策に比べれば先送りが妥当なもの、本来行政が施策を講ずるべきではないもの等に分類し、またその施策の財源も考え合わせた形で優先順位をつけ、町民の皆さんからご意見をちょうだいしながら、その施策の具体化を進めてまいりたいと存じます。また、その分類の結果については、できる限り何らかの方法でお伝えしていくよう検討してまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 再質問ありますか。

○14番（武藤 威君） 前向きな答弁ありがとうございました。

ところで、やはり前向きな答弁の中のはがきですけれども、貴重な意見をもらうには大変手段の一つとしていいことだと私は考えております。と申しますのは、やはり集落座談会等々あるわけでございますけれども、今一番そういう願い、要望があるのは、お年寄りまた身障者なわけです。一步も出られない。そういう方の意見ももらえるわけです。ですから、殊に前向きに考えていただきたいと思っております。

ところで、秋田県は大分県に次ぐ合併の先進県とでもいうんですか、変な言葉で言えば先進県でございまして、その一、二を争いまして、秋田県がその第1号の美郷町と。しかしながら、よく考えてみますと、そのねらいは自治体を大型開発事業や効率的に進める体制をつくることであり、この合併を期に暮らしに役立ついろいろな制度、その水準を低いものに合わせていくというようなねらいがあるわけでございます。合併と結んで地方交付税の大幅削減や、全国7から10くらいの州にすると、道州制をもくろむとえばいいですか、ねらっていると。やはりそういう中で地方自治、住民の自治機能を奪い去ろうとしております。このような中での合併です。この合併を期に、町の発展を願う町民の願いを裏切ることには絶対許されるものではないわけで、やはりこの町をつくり、これまでつくってきたお年寄りに感謝を込めるような町づくりと。子供たちがこの町を誇りに思って跡を継いでいけるような町づくりを、町長が先頭になって頑張っていたきたい。我々議員もそれぞれ頑張っていきますので、よろしく願いしまして終わります。

○議長（後松一成君） 答弁は不要。

それでは、これにて14番、武藤 威君の一般質問を終結いたします。

1時半まで休憩いたします。

（午前 11時58分）

○議長（後松一成君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

飛 澤 龍右エ門 君

○議長（後松一成君） 43番の飛澤龍右エ門君の一般質問を許可いたします。

（43番 飛澤龍右エ門君 登壇）

○43番（飛澤龍右エ門君） 一般質問をいたします。

町民への公平性についてよろしく願います。

まず、このたびの町長選挙におかれまして、初代町長当選まことにおめでとうございます。

町民の皆様は、町長の若さと実行力に大変期待していることでしょう。そのためにもなお一層

仕事のしがいがあるものではないでしょうか。さて、私の質問は、町長の所信表明における信念についてお伺いいたします。

公平・誠実・展望の三つを掲げており、特に公平さを大切にしたいということでした。町民の皆様も同じ考えではないでしょうか。町長が公平さをもって行政に当たるということは、美郷町民が特別な分け隔てのない生活を営むことだと私は思います。ところが、今この文化的時代に、非常に飲料水で悩んでいる町民の人たちがおります。町長も多分選挙前のミニ集会、座談会におかれまして、この対策について質問、要望が出されているやに聞いております。こういう悩みを聞き入れて、公平な立場で行政執行していただきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、農業についても1点質問いたします。

町長もご存じのとおり、農家は今大変な変革的な立場に立たされております。米政策大綱の荷物を背負いながら、ことしは米価の下落により農家にとっては芽をつぶされた心中でございます。そんな中、土地改良事業で大規模圃場整備事業が行われております。この事業においては、旧3町村が同一補助ではないように思われます。今、事業採択に向けて事務を進めている地域もあるようにうかがわれます。今後、採択になった暁には、旧町どおりの補助対策が美郷町として継続できるか、お伺いいたします。

以上、2点についてよろしくお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 43番の一般質問に対して答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 飛澤議員のご質問にお答えいたします。

まず町民への公平についてですが、私はこれまでも行政運営に公平・誠実・展望ということを大切にまいりましたが、これからもその信念で取り組んでまいりたい決意です。その中で町民や地域に対して公平性を担保していくには、まずは町民各位の声を大切にすることが必要と思います。そのため集落座談会や町長ふれあい談話室など、直接町民の皆さんと意見交換ができる機会を大切にしたいと思います。その上でそれぞれの地域で優先させたい課題が何かを把握するとともに、その課題が全町的に見て住民生活に欠かせない整備であれば早急に対応策を講ずるよう努力したいと存じます。いずれ住民がここ美郷に居住し続ける視点で、各地域の公平性に配慮してまいりたいと存じます。

次に、農業問題についてですが、圃場整備事業は生産基盤の整備を通じて、土地利用型農業のコスト低減、経営の体質強化を図るため、分散錯綜した土地利用を克服し、望ましい担い手の確

保、連担的農地の集積を促進することを目的として行われております。美郷町で現在実施されている圃場整備事業や、現在計画が策定されている地区への町からの補助については、これまでの経緯等を踏まえて従前の補助を継続してまいりたいと存じます。また、今後新たに計画されていく地区があるとすれば、その地区についてはその時点での財政状況や農業情勢等を踏まえて補助のあり方について議論、検討していくことになるだろうと考えております。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 43番、再質問を許可いたします。

○43番（飛澤龍右エ門君） 今、町長が公平性をもって行政に当たるということでございましたけれども、まず合併協議会におかれましては、町民に対してサービスは高く、負担は低くという本当にうたい文句で合併にこぎつけたものだと思っております。やはり厳しい財政の中で必要不可欠なもの、身近な問題から公平な立場で行政運営していかなければ、これからは町長が融和という形で進めていくということでございますけれども、この公平性がなければ融和が保たれないのではないかと私は信じております。そういう面からして、今後の新町での予算執行、または事業執行に当たっても十分に検討していただきたいと思いますが、そこをひとつよろしく願いたいと思います。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

これまでさまざまなご質問に対して答弁いたしてまいりましたが、各地域のさまざまな課題を全町的な観点で見た場合に、早急な対応が必要であればそれはきちんと対応してまいります。そして、そういった各地域間の格差を徐々に是正していくことが地域の融和にもつながっていくというふうに私も考えておりますので、議員のおっしゃることをきちんと踏まえながら、これからのさまざまな予算、また行政運営に臨んでまいりたいと存じます。以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 町長、その圃場事業を今までどおり継続できるかどうかということ、それをはっきり財政とにらみ合わせてということをおっしゃられたが、

43番。

○43番（飛澤龍右エ門君） 貴重なご答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（後松一成君） 43番、飛澤龍右エ門君の一般質問を終結いたします。

高橋福松君

○議長（後松一成君） 次に、27番、高橋福松君の一般質問を許可いたします。

（27番 高橋福松君 登壇）

○27番（高橋福松君） 私からは、さきに一般質問されました皆さんと重複になるとは思いますが、新町長としてこれからどのようにして新町美郷町のかじ取りをしていくのか伺いたいと思います。

まず、最初にでございますけれども、4項目あるわけですが、すべてが町政運営に関することになるとは思いますが、改めてここでは一つ一つのことについてお伺いしたいと思います。町長は先般執行された選挙においては、七つの公約を掲げております。地域の融和、町政の活性化、教育の充実、人づくり、生活基盤の充実、福祉の充実、農業・商業振興であります。初日の所信でも述べられておりますけれども、しかしながら、すべてが施策を伴わない抽象的であり、町民はもっとわかりやすく具体的な施策を望んでおるのではないのでしょうか。町長は信念が、公平・誠実・展望が基本とっておりますが、ご承知のとおり信念とはかたく信じて疑わないことであり、所信にもありましたが、すべてがこれもまた抽象的な言葉で聞くことしかできませんでした。私は、基本的な理念を第一に、もっと深い具体策を望むものであります。ご承知のとおり、理念とは物事がどうあるべきかという根本的な考え方を示すものであり、似ているようではあるのですが、根底が違ってしまうように思われます。また、基礎的条件として融和・前進を掲げておりますが、これもまた漠然としたものであり、どのような施策をもって融和・前進を町政に反映させていくのかも、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、当然美郷町ができて、これからスタートして前進は当然していかなければならないと思っておりますけれども、ただ、私は前進だけでは一抹の不安も感じるところであります。なぜならば、車にはなぜバックミラーがあるかということです。たまには後ろを振り返り、注意しながら行くというためにバックミラーがあるのではないのでしょうか。人と人との融和とか、学校間の交流とか、中学生の海外研修とか、美郷町ブランド米とかいろいろ掲げておりますけれども、どのようにしてやるのか、そういう具体策が全然見えておりません。やはり町民が望むものは、そういう具体策をしっかりと示してもらいたいということが望みではないのでしょうか。ただ、今、松田町長もなったばかりでまだそこまで考える余裕がなかったと言われるかもしれませんが、8月9日の出馬発表の日からは大分たっておりますし、思っていることだけでもいいですから、具体的な施策を示していただきたいと思っておりますし、町民の方々もそう思っていると思っておりますので、

答弁をよろしく願います。

また、私の感じておるところでございますけれども、町長に、告示前に町長が運動しているときに、私がこうやる、それからああやるとかいった言葉を発したとか発しないとか、ということがございます。これはどういう施策をもってその人に当たっていくのか、これをしっかりと教えていただきたいと思えます。これがもしそうであるとすれば、これは非常に危険なことであり、法に抵触するおそれもあるのではないのでしょうか。その辺の真意のほどを伺わせていただきたいと思えます。

次に、財政運営についてであります。さきに述べたことと運営に関しては同じですが、あえてここでは財政ということで質問させていただきます。

財政につきましては、新年度はシミュレーションでは約 127億円の予算で始まり、5年、10年後には 124億円ぐらいに予算が国の政策面からも減少するだろうというシミュレーションが説明会におかれてはなされたと思っておりますが、さきの方々も質問しておるように、三位一体の改革によりふえることはないとも踏んでおります。したがって、合併はしたものの、今現在一般会計及び特別会計などの地方債が、私の知っている限りでは約 300億弱になるのではないのでしょうか。また、合併により特例債が 110億程度使えますよと試みておりますけれども、しかしこれも借金には変わりはないわけです。確かに特例債は70%が交付税で来るにしても、不安な国政の中では1年1年が変化してまいります。当町では、経常収支比率及び公債比率が決して適正水準に近いものではありません。むしろ高い方ではないのでしょうか。ただ、私は合併のときにはJAもそうでありましたけれども、一時的に高くなる傾向があるとは思っておりますし、住民サービスのため要望等がある場合には事業としてやるのも当然だと思っております。が、ただ、これからは住民の方々にご理解いただいて我慢するときは我慢し、やるときはやるという姿勢が大事ではないのでしょうか。必ずや受益と負担という言葉があるように、これをいかに説明し、ご理解してもらおうかということではないのでしょうか。

町民の方々は、旧町村に同じ施設があるわけで、皆そこにあるものからは箱物行政はもうそろそろいいのではないかという声を聞き、たくさんそういう方々もいると思えます。ただ、箱物が必要でないとい概にも言えないわけで、必要と認めるものはまたこれは別だと思えますけれども、よって町長はこの財政状況を踏まえ、経常収支比率及び公債比率の値をどのように思っているのか。また、今後リーダーシップをとり、できる限りの努力をし、適正水準値に近づけようとするのか、施策も踏まえた形で考えを伺いたいと思えます。

また、継続事業ですけれども、合意ではそのまま新町に引き継ぐものとされております。町長

は生活基盤整備については公平と言いながらも、投資や事業実施にバランス感を大切に、優先させる整備を明確化し取り組むということを所信でおっしゃっておりますが、旧町村においては投資などに差はあるものの、当然でありこれは優先順位をつけるという意味なのか、よくわかりません。旧町村においてはそれなりの事業をまた要望があって始めた事業でありますので、予算査定ではそういう事情を踏まえた形でやっていただきたいと思いますが、どのように思っているのかも聞きしたいと思います。

次に、入札制度についてであります。新町になって人件費の削減など大分行ってきているように思われますが、事業の入札においても指名とか一般競争とかがあり、そのほかにもいろいろあると思われますが、事業の圧縮と同時にできる限りコストを下げる意味でも、企業の努力による一般競争入札が望ましいと私は思っております。青森県に研修に行った際、庁舎、図書館、社会福祉協議会など、すべてを一つに集めた建物をつくるときに、一般競争入札にしたら数億違ったそうであります。そういうことも考慮に入れた今後の入札制度を考えていくべきではないでしょうか。ただ、一概にそうは申すことができない半面もあります。なぜなら、地元企業等を考えますと難しいと思われます。しかし、これからのことを考えますと、これも新町の前進ではないでしょうか。

また、企業によりランクづけがあるわけですがけれども、だてにランクがあるわけではないと思われれます。安全にかついいものをつくるためにも、やはり事業によってはどのような形であれランク業者を選定しなければいけない場合もあるわけです。これはあくまでも指名入札のときのお話でありますけれども、町長はこの入札制度に関してどのように思っているのか伺いたいと思います。ちなみにこの前に落札価格を率に直しますと、平均で今は昔に比べて下がったといっても約88%が落札価格であるということで、まだまだ高水準で落札されていると聞いております。

それから、最後になりましたけれども、金融機関についてであります。

指定金融機関といたしましては、秋田銀行でありますけれども、当町は基幹産業が農業であり、また税務関係の口座振替から補助金等の振り込み等もJAを使用することが非常に多く、我々も通いなれた金融機関の一つであります。町の事業及び補助金、県、国等の施策にも窓口がJAだったりもします。町ではこれからの農業関係に関しましては、JAと相談しながらやっていくのが多くなると思われますが、当町はおばこ農協管内であり、支所も3カ所あります。このように踏まえ、また町長は繊細にして大胆、行動力の源は柔軟な発想と実績、そして若さとうたっているように、JA金融機関も視野に入れるべきではないでしょうか。柔軟な発想からこの考えを伺いたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（後松一成君） 27番の高橋福松君の一般質問に対する答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町政運営についてですが、私の公約については地域融和、町政活性化、人づくり、農業・商業振興、福祉充実、教育充実、生活基盤充実の7項目を掲げさせていただいております。先日の所信の表明において、それぞれの基本方針等について触れさせていただきましたが、改めてご説明いたします。

まず地域融和の推進については、人と人の融和、地域と地域の融和を目指して、体育関係団体との連携のもと、美郷町スポーツ祭や生涯学習祭などの全町規模の行事を開催してまいりたいと考えております。

また、町政活性化については、平成19年秋田国体の開催時に町民が県単位の応援団を結成するなどして、各県チームとの交流を深め、地域交流の足がかりにしたいほか、これまでの地域交流を維持拡大し、交流人口の拡大を図って町を活性化させたいと思います。

また、人づくりについては、広い視野や高い見識を育成し、ひいては町づくりの視点につなげていくよう文化講演会や音楽会、映画会などを住民も参加した中で企画し、人づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、教育の充実については、町内の学校間交流についてスポーツなどを通じて促進させたいほか、中学生の海外研修を町が主催して実施し、幅広い価値観を醸成させたいと考えております。もちろん学校施設等については、耐震診断など安全性に配慮した取り組みも推進いたします。さらに、子供たちの図書離れを抑止するため、図書蔵書の充実を図るとともに、図書ネットの構築を図りたいと考えております。

また、福祉の充実については、少子化及び女性の社会進出の状況をかんがみ、子育て相談体制の強化や一時保育の利用体制の充実、学童保育の利用の検討などを図り、より利用されやすいように充実を図ってまいります。また、高齢者については、生涯学習講座の充実や幼稚園、保育園と老人クラブなどとの連携のもと、世代間交流などを推進したい考えです。

また、農業振興については、農業団体との連携のもと美郷ブランドを確立させていくため、栽培技術的な統一化のほか、独自の包装シールなどを作成し、地産地消も含めて流通生産に特徴を持たせたいほか、特産品開発にも着手してまいりたいと考えております。また、経営基盤的には個人営農や集落営農などの志向を峻別しながら、それぞれのタイプで法人化等を支援してまいり

ます。

また、商工業振興については、今ある商工業の特徴をみずから再認識していただきながら、異業種間のネットワーク構築を図るなど、魅力づくりに取り組みます。

また、生活基盤の整備については、高齢者等に配慮して地域循環バスの運行について取り組んでまいりたいほか、上下水道や道路整備など、生活環境の向上に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、防火防災施設、機材等についても地域間の格差を解消するよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上の内容で頑張っている所存ですが、これ以上の具体的な部分については、今後事業実施計画の中でさらに煮詰めてまいりたいと思いますし、また抽象的あるいは具体的の認識につきましては、私はこれでも十分具体的であるというふうに認識しております。

また、次の財政運営についてですけれども、経常収支比率及び公債費比率につきましては、平成16年度の決算により算出されるものでありますが、平成16年度の予算が9町村の未執行部分をもとに調整されたものであることや、各町村における数値をもとにそれらを推測すると、経常収支比率は80%台後半に、そして公債費比率は15%台後半になると思われます。いずれの数値も改善へ向けて努力しなくてはなりません、しかしながら行政需要も複雑多岐にわたり、それらにこたえていかななくてはならないことも認識しておりますので、施策展開に必要な財源確保に留意するとともに、施策展開に緊急性も加味して、適切な行財政運営に努めてまいりたいと存じます。

また、継続事業につきましては、ソフト事業で旧3町村間に取り組み差異がある場合、予算査定時に調整し、制度内容をできるだけ一本化させたいと存じますし、ハード事業の継続事業につきましては、これまでの経緯も十分に踏まえながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、入札制度についてですが、公共工事等の多くが経済活動や生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その契約に関しては皆様の誤解を招くことがないようにするとともに、その施行に関しては適正な施行を確保するとともに、これを請け負う建設業等の健全な発展を図るべきと考えております。その上で入札制度についてですが、事業の趣旨や内容により最小の経費にてよりよき成果が得られるような入札、契約形態を取り入れていきたいと考えております。ただし、一般競争入札とした場合、数百社とも言われる県外の業者から多数の業者が参加し、地元業者が不利になることが予想されるため、難易度の高いものについて一般競争入札にすべきではないかと考えております。私としましては、県と同様の考え方で、入札制度に地元業者育成の観点を持ちながら、事業発注に公平性と迅速性を大切に、さらに町の財政に配慮した手法を取

捨選択して対応してまいりたいと考えております。

最後になります。金融機関についてですが、秋田おばこ農業協同組合につきましては、町内の支所、出張所すべてが収納代理金融機関になっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。なお、町有基金残高が20億円余りありますが、そのうち5億円に近い基金を預金しておりますので、あわせてご報告いたします。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 27番。

○27番（高橋福松君） 今、町長から答弁をいただきましたけれども、やはり今言っている抽象的、具体的な施策と私言いましたけれども、やはり町民の方々が言葉じゃなく、どういうことをやってくれるものなのかということが、先ほどから集会とか座談会とかという具体的なものがでておりますけれども、例えば一例をとりますと中学生の海外研修とありますが、それじゃどこに行かせてあげるのか。安全度はどうなのか。それがこれからももちろん出てくるとは思いますけれども、そういうものを聞きたいのではないかなと思っております。

それで、入札制度に関しましても、それは町長のおっしゃるとおりだと思います。私も。一概に一般競争がいいとは思っておりません。ただ、やはり今おっしゃったような形で努力していただければよいお願いし、また入札制度に関して一言私の方から言わせてもらいますけれども、実は各課によって見積もりをとる際に、額はそんなに大きいわけではないわけですが、1社だけに見積もりをとらせ、それをそのまま発注させている状況があると聞いております。やはりこれは2社とか3社以上とって、十二分に議論を交わした上で発注するのが筋ではないでしょうか。その辺も一つつけ加えておきたいと思っております。

できるだけ金融機関に関しましては、今おっしゃられたことで非常にありがたいことだと思っておりますけれども、今後も自分の信念を持った行政運営に十二分に力を発揮していただくようお願いし、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（後松一成君） 以上で、27番、高橋福松君の一般質問を終結いたします。

竹 村 由 広 君

○議長（後松一成君） 次に、46番、竹村由広君の一般質問を許可いたします。

（ 4 6 番 竹村由広君 登壇 ）

○46番（竹村由広君） 町長の所信表明の中での、地域間交流についての一般質問をさせていただきます。

町長の所信表明の中で述べていた交流人口の増大を図っていきたい旨の内容がありましたが、旧3町村で実施してまいりました都市交流は、美郷町になっても実施していくのでしょうか。また、今後この事業を行う場合、どのような形態で実施するのかお伺いいたします。

六郷地区では、平成3年に東京の大田区六郷と同じ地名であるということで姉妹都市提携を結びました。平成1年には、茨城県つくば市と水環境学習交流で地域間交流を始め、平成13年には、コープボールを通じて、台湾瑞穂郷と国際都市交流の締結を結び、人的及び物的交流を行ってまいりました。

また、千畑地区では、茨城県千代田町と本堂公ゆかりの地ということで、昭和62年より地域間交流を始めております。

また、仙南地区においても栃木県小川町との地域間交流が平成2年より始まり、現在に至っております。

このような交流は、合併を期に廃止するのではなく、今まで以上に交流を深め、人的交流ばかりでなく物的交流も視野に入れて拡大していってほしいと思います。現在、全国でみさと町という地名は、島根県、埼玉県、熊本県、和歌山県の4県にあり、同じ字を書く美郷町という地名は島根県にございます。今後この4県との地域間交流を促進していかげしょうか。この交流を実施することにより、町長の所信表明での観光振興にも大きく役立つものと考えられます。また、町政運営の信念である融和の早期実現につながるのではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 46番の一般質問に対する答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 竹村議員のご質問にお答えいたします。

町長としましての所信表明の中で、地域間交流に触れておりますが、その地域間交流についてはご質問にありましたとおり、旧3町村において人的交流や物販など物的交流を行ってまいりました実績があります。大田区六郷、千代田町、小川町、つくば市との交流については、これまで培ってきた交流の実績を大切に、当面は各地域ごとの交流を基本として今後も継続して人的、物的交流を行ってまいりたいと思います。また、姉妹都市の提携について、台湾の瑞穂郷とは平成13年に友好交流提携を結んでおりますが、大田区初めほかの地域とは結んでおりません。今後それぞれの地域と美郷町としての交流のあり方も含めて、協議を重ねてまいりたいと考えております。

ご質問にありました美郷町と同じ地名の町との交流については、島根県的美郷町、埼玉県の上郷町、熊本県の美里町の3町があるようですが、相手町の意向もありますが、何らかの形で交流を図れればと考えております。具体的には今後検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 46番。

○46番（竹村由広君） ただいまの答弁、そのとおりだと思います。今後これを大いに進めていただきたいという部分はありますけれども、分野的にはスポーツ、文化、芸術等の視野で、新しい地域交流を図っていただきたいというものを考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、交流のあり方には物販の物的交流のみならず人的な交流、そしてその人的交流の中には分野ごとにスポーツもあれば、また文化芸術もあろうかと思えます。そういった幅広い観点での交流を今後期してまいりたいと存じます。以上です。

○46番（竹村由広君） 以上で終わります。

○議長（後松一成君） 以上で、46番の竹村由広君の一般質問を終結いたします。

齊藤正衛君

○議長（後松一成君） 次に、40番、齊藤正衛君の一般質問を許可いたします。

（40番 齊藤正衛君 登壇）

○40番（齊藤正衛君） 一般質問をいたします。

まず質問の前に、美郷町の初代町長となられました松田町長におかれましては、合併したとはいえ難題多き船出であり、その若さと情熱をもって住民の要望実現、福祉の向上に努めていただけるよう要望するとともにご期待を申し上げます。

さて、簡潔に質問させていただきます。町長の政治姿勢にかかわる住民との約束について伺います。

合併に伴って住民の方々が不安とされていることは、新たに負担がふえたり、これまでのサービスがなくなったりすることはないのかということでございます。当局では、基本的考えとして

合併により住民サービスは高い方に、負担は低い方に合わせると住民に約束をし、合併をいたしました。そこで伺います。町長は、今後もこの考え方を堅持し行政に当たられると思いますが、改めて確認をさせていただくとともに、これからの行政と住民サービスについての見解を伺います。

次に、少子化対策について伺います。

この問題は、新町建設計画の中でも重要課題とされているように、町の存亡にもかかわる極めて難しい問題であります。県も町もこれまでさまざまな子育て支援策を行ってきましたが、事業効果は現状維持さえも難しく、年々先細りとなっています。来年3月には美郷町の周りの町が次々と合併しますが、どの町にとってもこの問題は深刻であり、重点施策の一つになるものと思われます。少子化そして出生率の低下は、社会構造の変化また経済的な問題などもあり、一つの町の施策で一朝一夕に改善できるものではありませんが、しかし、他県の自治体で見られるように、子育て支援を充実させ、若い夫婦の町からの流出を防ぎ、周りの町から迎え入れることは可能であると考えます。加えて、定住を促す良質で安価な住宅地の提供、働く場の確保も必要であります。あわせて居住地としての町の魅力や支援策を町の内外に配信するとともに、これらのことを実績に結びつけるための営業活動の行える職員、スタッフが不可欠であると考えます。いずれにしても、10年後にはこの町の人口は2万人を切ると推計されています。当局では2万1,000人とどめるとしてはいますが、美郷町が美郷町であり続けるために周りの町の動向もにらみながら、これまでにない思い切った対策が必要と思いますが、このことについて町長の見解を伺うとともに、町長の子育て支援策についてその考え方を伺います。

次に、保健センターについて伺います。

さきの臨時議会において、保健センターに保健婦、栄養士など職員を常駐配置しない、理由は職員管理のためとの説明がございました。設置条例にもあるように、住民に密着した相談や保健サービスを行うには職員の配置は必要なものであります。特に、これまで気軽に子育てのことや病気のことなど、さまざまな相談を受けてきた六郷地区の保健センターは、地域住民の健康相談の窓口でもあり、職員の常駐は必要と考えます。職員管理のために常駐させないとのことでしたが、当局の便宜的都合で住民サービスを固定させることは決してあってはならないと考えます。このことについて一つ提案をさせていただきます。六郷地区の保健センターは、町の中央部に位置し、仙南地区、千畑地区を結ぶ幹線道路沿いにあることから、町民だれもが気軽に立ち寄り、子育ての悩み、高齢化に伴う問題、病気、食生活、これらの問題などを相談できる場とすることで、少子化そして高齢化対策の一助となる中央保健センターとし、さらにその内容を拡充させ、

新町計画にもある子育て支援センターとしての役割もあわせ持つことが可能と考えますが、これについて町長の考えを伺います。

最後に、これも住民からの要望が多かった証明書の時間外交付について伺います。

このサービスは共働き世帯が増す中で、開庁時に役所に来ることが難しい人のため、各種証明書の交付を電話などで予約をし、時間外に受けることのできるサービスでございます。当町においても、住民票1枚もらうために仕事を休めないとする方がふえてきております。他の自治体では既に実施しているところもありますが、当町においても実現を求めるものです。これについて町長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（後松一成君） 40番、斉藤正衛君の一般質問に対する答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私の政治姿勢についてですが、合併協議の基本的な理念として、サービスは高く負担は低くということで、事務事業等の調整を行ってきたところであります。これは合併する3町村の事務事業等の調整に際し、合併協議における全国的な流れを参考にした基本理念でした。これまでその理念で事務調整、合併協議を実施してまいりましたので、合併協議の中で今後事務調整することが決まっている項目については、その時点で調整を図ってまいりたいと思います。しかし、三位一体改革に代表される各種制度改革においては、私ども地方自治体を取り巻く状況が予想以上に大きく変化している厳しい財政状況を踏まえ、今後新たに発生する各種制度や事務事業調整については、そうした財政状況の観点も踏まえた調整が必要になってくるものと存じます。

また、行政は住民皆さんからの負託で成立しております。そのため住民負担と住民サービスについては、不離一体の関係であると私は考えております。そのため今後の行政サービスのあり方については、住民負担とのバランスを考えながら取り組んでまいりたい所存です。

次に、少子化対策についてですが、少子化対策については新町建設計画の中で重要な施策として位置づけられておりますが、子供を産むことについては個人の価値観などによる部分もかなり大きいと思いますので、行政が関与できる分野に限界があるものと存じます。その上でできることとして、まず住環境の提供というハード面からの支援では、これまで定住促進を目的として千畑地域で塚地区や暁地区で分譲宅地を販売したほか、六郷地域でも鑓田地区や旭町地区で分譲宅地を販売し、完売してきた実績があります。

新町建設計画の中では、公営住宅の整備とともに宅地分譲事業を推進することになっておりますので、今後実施時期等について検討してまいりたいと存じます。また、営業活動もこなす職員配置については、その事業実施が決定するまでは明確にできないものと思いますのでご理解いただきたいと存じます。なお、少子化対策については、ハード面のほかソフト面もありますが、例えば特徴ある教育環境の整備や働きやすい子育て環境の整備といったことも若い方々にとっては大切な観点だろうと存じますので、できる範囲で制度充実にも取り組み、ハード、ソフト両面で少子化に歯どめをかけてまいりたいと存じます。

次に、保健センターについてですが、新町建設計画の主要施策に、みんなが健やかに町づくりを掲げておりますが、その具体的推進の一環として住民の健康管理の充実を図るため、保健・医療・福祉などの連携や情報交換を密接に行うよう、千畑庁舎を保健活動の拠点としてより一層健康づくりの充実を図っているところです。保健センターの活用については、各種検診事業、妊婦、乳幼児健診相談等を従来どおり各保健センターで実施しておりますが、そのほかに健康相談日も設けて相談や指導活動を展開しております。11月につきましては、合併の関係で各保健センターにおいて健康相談ができませんでしたが、12月からは各センターにおいて月1回から2回の健康相談を実施するところです。

また、ご指摘いただきましたとおり、地域住民の健康相談窓口がより身近になることはさまざまな観点で望ましいことと考え、今後は各センターとも週1回は定期的な健康相談を実施してまいりたいと存じます。なお、現段階で六郷地区の保健センターを中央保健センターとして位置づける計画は持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと存じます。

最後になりますが、証明書の時間外交付についてですが、これまで旧町村での時間外の証明書発行業務について調査いたしました。旧六郷町では、平日に事前予約を受け、祝祭日の発行業務を行っていましたが、利用者はほとんどいなかったようです。また、旧仙南村でも、試行的に毎週月曜日に午後5時15分から午後7時まで窓口業務を延長し発行業務を行いました。利用者は少ない状況でした。合併し、住民の利用意識や利用環境が変わることもあるでしょうが、まずは総合サービス課においてそのような需要がどの程度あるかを把握したいと思います。したがって現時点では実施を考えておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 再質問させていただきます。

まず町民との約束、サービスは高い方に、負担は低い方に。これは合併するに当たって町民と

約束したことでございました。そして、このことを念頭に置いて当初5年間、その後は横ばいというような形で財政計画なり何なりが作成されておりました。合併したとってその合併後財政が非常に厳しい状況だから、今後のことはよく受益と負担というものを精査していかなければならない。ある意味確かにそうかなという部分もございます。しかしながら、町長がこれまで私の前に何人かの方々にその質問に答えられたように、いろいろな町民の意見を聞いて、そしてミーちゃんというようなご意見を伺うようなこともいろいろな施策の中に取り入れていくと、そういうようなことも言われました。けれども、やはりそれは合併前の約束なり、そしてまた今後そのことをもとにして約束が守られる、この行政は町民との約束を守る、そういうことがきちっと確立されている中で初めて皆さんが意見を寄せてくれたり、そして町長が座談会に出向いたりしたときに、やはりそこに親近感を持って町長に接すると、こういうことが私はできていくんだと思うんです。やはりその部分があいまいなままで、町長がいかにもその地区を回っても、やはりそれは上辺だけにとどまってしまって、なかなか最初の約束は、じゃ一体どのようになったんだと。そういうようなところが何かもやもやしたような、きちとしたような、すくと住民の胸の中に落ちないといいますが、そういうような状態になるのではないかと。私は非常にそれを心配するんです。確かに合併後から何かサービスが始まると、それは新たな財政でやるものであって三位一体に絡む部分もあるから、それは負担を求めていくと。そういうようなご意見、ある意味では当たり前といえば当たり前かもしれませんが、しかし、やはり合併時に交わした約束というのは、やはりこれはもう少し重く受けとめていただきたい。このように思うわけですがけれども、その点をもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（後松一成君） 松田町長。

○町長（松田知己君） 議員がおっしゃいましたとおり、住民との約束は遵守していくことが基本でございます。先ほど答弁させてもらいましたとおり、合併協議の中で調整を決めている項目についてはサービスは高く、負担は低くという理念で臨みます。しかし、その後出てまいりましたさまざまな調整につきましては、私が先ほど答弁いたしましたとおり社会情勢は生きておりますので、生きている環境の中で生きた行政を展開するためには、そういった観点も無視はできないということでありますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 少子化対策について一つ伺います。

人口の推計ですけれども、これがもう10年たつと1万9,000人台にこの美郷町は減っていくと、そういうような推計がたしか合併協議会の方の議員説明の場で資料が渡されました。この合併す

るときに、三つの町が合併しようか、それとも大曲の方とくっつこうかと、こういうような町民の間でいろいろな話が聞こえてきました。美郷町は小さな町だから、10年もしたら人口が減って、そして大曲の方に吸収されてしまうのではないか。それだったら最初から大曲とくっついた方がいいんじゃないか。こういうような話も聞かれてきました。やはりこの町が2万1,000人台をどうしても確保するんだと、こういうような強い意志、この意志というのはただ思っただけでできるものではなくて、その裏づけとなる施策が当然必要なわけです。ですから、この2万1,000人を切らないというのは、いろいろやったけれども2万1,000人を切らなきゃいいなという程度のものなのか。結果的目標なのか。それとも何が何でもこの町が、美郷町が美郷町としてあり続けるためには、これだけの人口規模は確保する。そのためには町長はそこまでやるのかということの町民に見えるような、そういうようなところまで腹づもりを持っておられるのか。私はそのところを伺いたい。ぜひともお願いします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 再質問に対して答弁いたします。

人口2万1,000人を何が何でも遵守する、維持するということを私は約束はできません。今、私たちが美郷町として先を見据えて必要なことは、ここに住んでいる住民が今後とも住み続けたいというふうに見えるような環境をいかにつくっていくのか。そして、その後の世代、つまり自分たちの子供、孫の世代も住み続けさせたいというふうにする環境をいかにつくっていくかが大切であると私は認識しております。したがって、2万1,000人という数字は当然目標数値ではありますが、その数値を絶対何が何でも遵守しなければならないというふうな数字ではないと私は理解しておりますし、またそれ以上に、今現在住んでいる方々がより住みよさを実感できるような地域にするために、どういった制度が必要で、どういった環境が必要なのかということに意を払いながら、一生懸命頑張ってまいりまいる所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（後松一成君） 40番。

○40番（斉藤正衛君） 保健センターについて一つ再質問をいたします。

新町建設計画の中で子育て支援センターを設立しようと、そういうような計画がございます。私はこの保健センターなるもの、確かに週に1回健康相談日を設けて、そして皆さんの健康相談を受け付けようと、大変結構なことだと思います。しかしながら、やはりこれはすり合わせ事項の中に入っていたのかどうかはわかりませんが、サービスは低くしない、高い方に合わせる、この点から一つ見ても、やはりこれは違っているのではないかなと、そういうふうに思うわけです。それとやはり子育て支援センターなるものをもしつくるのであれば、まさか三つも四つ

もつくるというわけにはいかないでしょうから、町の中央部というところ、そしてそこが保健センターと兼ね合いをもって、そして町民のニーズにこたえていくと、そういうような形が望ましいのではないのかなということで提案をさせていただきました。ぜひともひとつ前向きにご検討をお願いしたいと思います。

それと、証明書の時間外交付、ある意味試験的にやられております。けれども実績がない。これはほとんどの方々がこのことを余り知りません。これは本当に六郷の町の方々から、私何人かの方々に言われました。合併したときに印鑑証明を、11月1日からいつでもいいですから役場に来てくださいと、そういう話がございました。これなかなか簡単に言いますけれども、土曜日曜というのは役所も休みで、そして5時15分になると役所は閉まる。普通の人方は、なかなか5時15分に会社から退社されてくる方というのはまずほとんどおりません。今本当にこういう農村部であっても共働きの世帯が非常にふえておりますので、ひとつこのことも検討願いたい。そのように思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 現在の保健体制につきましては、福祉それから医療との連携を図るという意味で千畑庁舎に一元化しておりますが、サービスのとらえ方についてそういった連携が図れることによって生ずる新たなサービスということもありますので、今までの制度がなくなったからサービスの低下だけではなく、別の体制になったから新たに生ずる質の高いサービスも存在し得るということをご理解いただきたいと思います。

また、証明書につきましては、先ほど答弁で申しましたとおりそういった需要がどうなのかということを総合サービス課の窓口で把握しながら、その後の対応について検討してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○40番（斉藤正衛君） 以上で終わります。

○議長（後松一成君） 以上で、40番、斉藤正衛君の一般質問を終結いたします。

ここで2時45分まで休憩いたします。

（午後 2時30分）

○議長（後松一成君） 休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後 2時45分）

武 藤 健 君

○議長（後松一成君） 次に、32番の武藤 健君の一般質問を許可いたします。

（ 3 2 番 武藤 健君 登壇 ）

○3 2 番（武藤 健君） 具体的な問題を二つほど一般質問いたします。

私は、国保の資格証明書の発行についてと、災害時の備えについて町長にお伺いいたします。

国民健康保険税はたび重なる改定で、夫婦2人子供2人の標準的家庭で応能応益の合計負担額はわずかな所得でも20数万円ともなり、最高額は介護保険料を含めると60万円にもなり、重税感を最も感じるものとなりました。国保税は前年度の所得に翌年賦課されるわけですが、翌年に失業または事故、病気等で支払いが困難になる場合が少なくありません。そのために国保には減額免除の制度があるわけですから、どうか町民の皆さんにこの制度を広くお知らせしていただきたいと考えます。

国民健康保険は、命にかかわる問題です。滞納世帯に対して発行する資格証明書は、国保税を納めることが困難な世帯から保険証を取り上げて、医療費の全額の支払いを一時的にせよ強いることは無理なことであります。貧富の差にかかわりなく、だれもが平等に医療を受ける権利を奪って、国民皆保険の原則を崩し、社会保障を必要とする世帯にペナルティーを科すということは、社会保障の本来の姿に反するものと言わざるを得ません。資格証明書や短期保険証の世帯の方は、体のぐあいが悪くても我慢をしてこらえ切れなくなって病院に行くため、患者本人はもちろん町にとっても大きな負担になります。全国的に見ますと、病気を押し手おくれになった例も数多く報告されております。町は滞納世帯の生活に配慮し、世帯の圧力とならないよう相談しながら資格証明書の発行をしないで対応していただきたいと考えます。弱い者に温かい手を差し伸べる町政こそ地方自治の本旨と考えます。どうか前向きに検討するよう、町長に要求いたします。

○議長（後松一成君） 32番の一般質問に対する答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険の資格証明書の発行についてですが、まず国保の減免措置について町民に広く知らしめることにつきましては、その制度自体を広報等で周知するよう努めてまいりたいと存じます。また、資格証明書についてであります。被保険者間の負担の公平を確保して、健

全な国民健康保険財政の運営に資するため、要綱でこれら資格証明書等の交付措置に関しては定めがあります。国保税については、納入期限までに税を納入しない場合、保険者より督促を受けることとなりますが、その後においても納入されない場合は納付相談及び指導等が行われ、その相談後においても納入がない場合は、被保険者証を返還いただき、滞納世帯主に対し有効期限6カ月を超えない短期被保険者証が交付されることとなります。また、納付相談及び指導にも応じられない場合、及び納期限から1年を経過しても滞納の場合、資格証明書が交付されることとなります。

資格証明書交付措置の解除については、滞納している保険税を完納した場合、あるいは確実に納付が履行されると見込まれる場合のほか、特別な事情として厚生労働省令で次の場合に限り交付措置の解除を認めております。災害、盗難、本人及び親族の病気、世帯主の事業の廃止及び損失等により国民健康保険税を納付することができない事情があると認められる場合です。資格証明書の交付を受けると、医療費を一たん全額自己負担することになり、大きな負担となりますし、医療費の一部負担を除く負担額については国保窓口にて申請をすれば支給を受けられますが、受けるまで期間もかかることとなりますので、保険者の立場では被保険者がこれらを十分ご理解いただき、分割納付等の相談をされ、資格証明書の交付に至らないように臨みたいと存じます。

なお、交付解除の要件が省令で決まっている以上、省令に従い取り扱うことが被保険者にとって公平な取り扱いと存じますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） ただいま町長の答弁は、余りにも優等生過ぎて聞きづらい答弁だと思っていました。すみません。確かに制度であるのは確かなんですが、そのことによって日本の税制上ですが、前年度には元気よく働けて税金を納めたんだけど、翌年になったら納められなくなった、そういうときになかなか救済なるものがないし、そのことによって資格証明書をいただくことによって、お金がない人が一時的にせよ払えということは無理な制度かと思ひます。そこはやはりよく納税者と相談して、救えるような方向をぜひ考えていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 再質問に対して答弁させていただきます。

今、議員がおっしゃったようなことに対応するために納付相談やあるいは指導等がありますので、そういった機会にさまざまな事情をご相談させていただきながら、納付を履行できる見込み

になるように両者の調整を図っていくことが肝要であるというふうに存じます。以上です。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 私は、今の答弁も余り納得したくはございませんが、ぜひ世帯の圧力とにならないように住民の皆さんと話し合いを通じて、資格証明書の発行などしなくてもいいような方向を見つけていただきたいと思います。

次に、災害時の備えについてお伺いいたします。

平成16年は台風が10回も上陸し、中越地震なども含めまして自然災害の多い年でありました。火災、風水害、地震等の災害時に対し、美郷町の備えは万全でしょうか。昔から備えあれば憂いなしと申します。ただいま合併したばかりで、すり合わせの部分とかなかなかうまくいっていないこともあるかとは思いますが、合併を期にもう一度災害時に対する備えを点検していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

災害時の新町の備えについてですが、災害時の避難場所やあるいは物資供給については、旧3町村の防災計画の中でしっかりと決まっております。合併後の美郷町において基本的にその避難場所等については変更ありませんので、そうした備えは大丈夫と認識しております。ただ、備品や備蓄については各地域に差異がありますので、今後美郷町としての防災計画を策定する中でしっかりと検討し、備品等について必要な物資は計画的に整備してまいりたいと考えております。

なお、現在の備蓄物品につきましては、毛布が450枚、土のう、給水タンク等について備蓄しているというふうな状況です。なお、六郷庁舎において自家発電装置がないことがこのたび判明しまして、新潟県中越地震等の教訓をもとに、各庁舎においては自家発電装置を具備すべきとの観点から、早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 町民の命と財産を守る大事な問題でありますから、あらゆる災害に対して備えをしていただきたいと思います。町長自身は、災害時にお宅からどこが避難場所かわかっておりますか。

○議長（後松一成君） 町長。

○町長（松田知己君） 答えさせていただきます。理解しております。私の場合は、近くに小学校がありまして、小学校が避難場所となっております。以上です。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 大きなことを言いましたが、私はどこに行くのかわかりません。ぜひ周知徹底させていただきたいと思います。例えば六郷小学校は旧仙南地区に近いわけですから、天神堂とかそういう方々は今度は六郷小学校が避難場所だとしたら近いわけですから、そういうことも含めて整合性というか、統一的なものを合併を期に図っていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 答弁させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、地理的な条件によって変更をした方がより効率的であるという部分はなきにしもあらずと存じますので、今度美郷町としての防災計画を策定する中で、そういった見直しも含めて検討してまいりたいと存じます。なお、現段階での避難場所等については、改めて広報等を通じ周知を図るように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 32番。

○32番（武藤 健君） 地域間の交流も生かした災害時の徹底という部分では、先ほども例えば六郷に対して大田区の六郷とか、旧町間の地域間交流の部分も災害時には生かしてほしいなと思っております。町民が安心して暮らせる町づくりをしていただきたいということで結びます。

終わります。

○議長（後松一成君） 以上で、32番、武藤 健君の一般質問を終結いたします。

泉 美和子 君

○議長（後松一成君） 次に、24番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。

（24番 泉 美和子君 登壇）

○24番（泉 美和子君） 私は三つの問題について一般質問をいたします。

初めに、保健センターのあり方と公民館、体育館の開館について、町長の見解をお伺いいたします。

合併したら保健センターに保健師さんや栄養士さんがいなくなり、保健センターが常時開いていないということについて、住民から疑問の声が出されています。地域住民がいつでも気軽に訪れ、健康や育児などの相談ができる、いわば町民の健康を守るとりでとして定着し、その役割を

果たしている保健センターを、常時開設せず職員を1カ所に統一した今回の措置は、行政側の都合で効率化のみを優先させたものであり、住民サービスの後退以外の何物でもありません。もとの戻すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

また、公民館と体育館も毎週月曜日が休館日と統一されましたが、今まであいていればいつでも利用できた地域住民にとっては大変不便であり、不満の声が出されています。このような施設こそ利用する地域住民のニーズにこたえるものにするべきであると考えます。今回のやり方は、合併前にサービスは後退させないと言ってきたことにも反することになると考えるものです。ぜひ再検討し、いつでも利用できるようにするべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 泉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保健センターのあり方についてですが、さきに斉藤議員にご答弁申し上げた内容と重なりますが、住民の健康管理の充実を図るために、保健・医療・福祉などの連携や情報交換を密接に行うよう、現在千畑庁舎を保健活動の拠点にしております。各保健センターについては、各検診事業、妊婦・乳幼児健診相談等を従来どおり各保健センターで実施しております。そのほかに健康相談日も設けて、相談や指導活動を展開しており、11月につきましては合併の関係で各保健センターにおいて健康相談ができませんでしたが、12月からは各センターにおいて月1回から2回の健康相談を実施するところです。また、ご指摘いただきましたとおり、地域住民の健康相談窓口がより身近になることはさまざまな観点で望ましいことと考え、今後は各センターとも週1回は定期的な健康相談を実施し、保健・医療と福祉などの連携強化を図りながらも、住民へのサービス強化を図ってまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、公民館と体育館の開館についてですが、公民館並びに体育館の開館日及び開館時間については、利用状況や財政状況を踏まえながら、利用される町民の方々の声を大切にしながら決定しなければならないと考えており、そのため今回の合併協議にあっては、休館日こそふえましたが、開館時間については延長するなど、町民の方々の声をできるだけ取り入れながら規則を制定したところですので、そうした内容にまずはご理解いただきたいと存じます。また、平成17年度には美郷町の社会教育、生涯学習の推進計画を策定したいと考えておりますが、その際に学習者や指導者の方々からも策定に携わっていただき、ご意見をちょうだいしたいと考えておりますし、またアンケート調査もあわせて実施できればと考えております。町民の方々に経費や管理の面も

加味していただきながら、休館日に対するご意見を伺いたいと考えております。その上で今後の取り扱いを検討してまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 保健センターの問題ですけれども、私は合併直後、11月1日に、保健センターに職員が常駐していないということがわかったときの驚きといいますか、それがもう大変な衝撃的でした。そういうことは絶対ないものと思って、当然保健センターというものは各地にありますので、そのままそこで業務が遂行されるものだと思っていたんですけれども、ということが全然町民に知らされないままに、まずこれが行われたという点、これがまず私は一番問題だと思うんですよね。最初にこういういろいろな業務を統一してやらなければいけない、そういう部署ももちろんありますけれども、こういう保健センターのような保健活動というのは、地域に一番密着して、住民と密接にかかわり合いながらやらなければいけない、そういう分野だと思うんです。そういう分野を統一するのはいいかもしれませんが、その今までの地域から離れたわけですよね。そして、町長は今いろいろ福祉とか保健・医療分野を情報交換を密にしていくと言いましたけれども、これは1カ所に統一しなければ情報交換を密にできないわけではありませんよね。今までも旧六郷の場合は十分に保健活動、各分野と密接にかかわり合いながらやってきているわけです。そういうことからすれば、今回の措置はやはり住民サービスの後退だと思うんですよ。

先ほどの斉藤議員への答弁に、いろいろな連携を図りながらまたサービス向上になる分野もあると言いましたけれども、私はちょっとそれは詭弁ではないかと。まずもう既に常時保健センターが常駐していないという、されていない、いつもあいていないということが、まず一つもうそこで住民サービスが後退しているという問題、町長はどのように考えられますか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 保健センターの有する機能については、住民の方々がみずからの健康管理を行政の指導もいただきながら、地域全体の中でそういった保健活動を展開させるために保健センターがあるというふうに認識しておりますが、その機能を常駐でなければ機能発揮できないということとはまた違いがあるだろうと、私は思っております。住民が求めるサービスを、行政が今置かれている環境の中でどのようにして提供できるかが、今私たちが考えないといけない課題であると思っておりますので、それが常駐かどうかということとはまた違う論点のように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 旧六郷の場合ですけれども、特に庁舎から離れてあったわけですね。

そういう中で住民の方々はいつでも思いついたときといいますか、買い物に町に出たときとか、そういうときにいつでも保健センターに立ち寄ることができたわけです。それが今できなくなったということですね。そのことは、やはり住民にとっては非常に不便になったことだし、安心感がなくなったということだと思えますよ。旧六郷の場合は、電話も庁舎ではなくて、保健センターに電話をして相談ができる。これはすごく住民にとっては、利用する人にとっては、ほかに気兼ねをしないで、十分健康の問題やら栄養の問題やら育児相談やらと、気軽にほかのことを考えないで、気兼ねしないでできたわけですね。そういうことがまずできなくなったということは、これは一番やっぱり住民にとっては大変不便になったことだと、これは事実だと思いますね。町長がおっしゃる常駐でなければいろんなことができないという、それはそうかもしれませんが、まず一つ、今の住民に与える安心感がなくなった点、このことは一番問題だと思うんですよ。そこをやっぱりぜひ改善していくべきではないかと思うんですが、本当に今回の措置は行政側の効率化のみを優先させたというものだと思うんですよ、私は。住民にとっては全然効率的でない。今まで電話も、例えばこういうことがありました。保健センターにかけたつもりが庁舎につながったと。これも何か転送サービスみたいなことをやってるようですけれども、もう少し例えば、留守番電話のような、何か今まで保健センターが開いているのが当たり前だったのが、違うようになったわけですから、もう少し親切な、何か言葉が出るような、例えばこういうわけで庁舎に回ってつながりますのでとか、保健センターは常時あいていませんとか、そんなサービスも、何かそういうこともあってよかったと思うんですよね。そういうこともなくて、今こうやっているということは、まず一つここを改善してもらいたいということです。いかがですか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

非常に実務的な話でありますので、担当課長の方に答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（後松一成君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（樋場雄一君） 先ほど町長が答弁したとおりでございますが、電話の件に関してはこれから検討してまいりたいと思っております。今現在は、直接本庁の交換にかかりまして、その後私どもの方に来ますが、これからは保健センターにそういう別個の電話等も考えていきた

いと思っておりますけれども、その点よろしく申し上げます。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） ぜひ保健センターの問題は、もう一度再検討をぜひ今後していただきたいと思います。公民館については、町長がいろいろアンケート調査の実施など今後検討する方向を示されておりますので、ぜひこのこともよろしくお伺いしたいと思います。

次に、子育て支援策をめぐる県の動きと町の対応についてお伺いいたします。

秋田県は、このほど少子化対策、子育て支援策の一環である保育料無料制度と乳幼児医療費無料制度の見直しを図り、12月県議会に提案されました。見直しの内容は、保育料については現行第3子以降と第1子のゼロ歳児の無料を、支援対象を第1子以降の幼児に拡大、ゼロ歳児対象の養育支援を打ち出したものの、一部自己負担や所得制限を導入するというものです。乳幼児医療については、無料から一部自己負担にするというものであります。

乳幼児医療費の無料化は、長い間の県民運動の成果として全国に先駆けた制度で、今回の見直しは大きな後退であり許されるものではありません。県は、見直しの理由に、これまでの制度でも出生率向上にはつながらなかったとしているようです。が、深刻な少子化に歯どめをかけ、安心して子供を産み育てられる環境づくりとしては、これまでの子育て支援策を拡充することはもちろん、若者に安定した仕事をつくる、結婚・出産・育児と仕事の両立が可能な生活基盤への支援、教育費の支援など、多方面にわたる対策が必要なのであって、一部の施策で効果が上がらなかったからといって、わずか数年で後退させるのは短絡的ではないかと考えます。乳幼児医療費無料化は全国の流れとなっており、国の制度として確立しようと運動が進んでいるときでもあります。

保育料については、今回の見直しで打ち出した拡充施策とあわせ現行制度を維持すること、乳幼児医療費は一部自己負担導入を中止し現行拡充を図ること、この2点について県に対し町からも強く要求していくべきと考えるものです。同時に、県の動向いかんにかかわらず、町の少子化対策、子育て支援策として、現行制度を維持されるよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

また、来年度の予算編成に当たり、旧町村で格差がある保育料の統一をどうするのか。負担増とならないよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（後松一成君） 答弁を求めます。

○町長（松田知己君） それでは答弁させていただきます。

子育て支援策についてですが、保育料及び乳幼児医療費の制度見直しについて、まず保育料に

ついて答弁いたします。

これまでの制度、現行制度でよいのか、新たな県の考え方の方が町民にとってはより公平なのか、熟慮が必要ですので、これから県の具体説明を受ける予定にもなっておりますので、その説明を受けましてから県に対する姿勢を決定してまいりたいと存じます。

また、乳幼児医療制度については、県の財政事情が許せば現行制度維持が望ましいと考えますので、機会を見つけてその観点で県に対して要望してまいりたいと思います。また、県の動向いかにかわらず町が単独で現行制度を維持するには、町が行っていますほかの子育て支援策への財源もあわせて考慮しますと、現下の財政事情では難しいものと存じます。

また、町内保育園の保育料については、おっしゃるとおり現在は保育料格差がありますが、17年度においては保育料を統一することが合併協議の中で決定しておりますので、子育て家庭に重い負担がかからないように決定してまいりたいと考えております。ただし、児童福祉施設の利用においては、応能の負担が建前となっておりますし、利用時間によっても格差は必要と思いますので、利用環境や利用状況等を無視した画一的な保育料設定は難しいものと考えております。

以上、答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉美和子君） 町長は所信表明で子育て支援、少子化対策の充実を上げております。

また、今までの質問の答弁なんかもありましたけれども、住民にとって一番支援策でそれぞれ個人の思いはさまざまありますけれども、一番保育料だとか教育費だとか、そういうお金がかかる、そのことが一番なわけですよ。今回の乳幼児医療の問題は、今までせっかく県が経済的に大変だからということで打ち出している支援ですよ。それに対してお金をかける、無料になるところを今度は無料にならないのだという、これは本当に大変な問題だと思うんですよ。ところが、マスコミなんかで取り上げられるのは、第3子の保育料の無料を廃止するという、そこだけがクローズアップされて、この乳幼児医療費無料化のところの一部自己負担が導入されるのだというところが、ちょっと影が薄いように私は感じます。ここのところは本当に保護者にとっては大変な負担になるところです。今の制度があるから、病気が軽いうちにすぐお医者さんに行って診てもらおうという、こういうことが定着しているわけですよ。これがなくなっていくわけですから、これはぜひ県の方にはっきりとそういうことのないように強く求めていっていただきたいということ。やっぱり財政的にそれは大変なことはわかりますが、ぜひこの制度の維持を町単独でもできるよう、ぜひこれは強く要望します。

やっぱり財政、どこが一番必要なのかというところを、町長のそれはもちろん考え方ですけれ

ども、子育て支援で一番望むところはこういう経済的負担を軽くしてほしいというところが圧倒的な住民の願いですので、そのことをぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。もう一度お願いします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 答弁させていただきます。

乳幼児医療の制度については、先ほども申しましたが、県の財政事情が許すのであれば現行制度維持が望ましいと考えますので、機会を見つけまして県に対してその観点で要望してまいりたいと存じます。

また、県の動向いかににかかわらず町が単独でもという形については、すべてについて財政があって施策が存在いたしますので、子育て支援策全体の中でその取り組みが、どうしてもほかの事業をやめてでも優先させなければならないというふうな観点になれば別ですが、そうでない限りにおいては、やっぱり町が県の動向いかににかかわらず単独で現行制度を維持するということが難しいということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 大仙市となる予定のところでは、協和町が乳幼児医療費無料化を6年生までやっている、これにあわせて市全体でこれをしていくということを合併協議会の中で確認事項としているということです。そして、新聞報道できのうでしたか、大曲市長が答弁した独自施策が載っていましたが、近隣町村がそういうふうになったときに、町のその施策が後退しているというところで、やっぱりこれは若者が定住促進できる町づくりという観点から考えても、ちょっと美郷町がおくれていく一つの要素になると私は思うんです。岐阜県は各町村で中学校3年生まで、義務教育の間医療費を無料化しているというのが、一つの町で行ったらそれがどんどん他町村に広がって行って、最初やっていた町に若い人たちは「やっぱりあそこの町に行って暮らしたい」と、そしてそこで人口がふえたという例が出されておりました。私、以前一般質問したことがありますけれども、そういう例もあります。ぜひ子育て支援の中で、私はこれはいろんな事業いろいろあると思いますが、その中で最優先すべきものだと私は考えますので、ぜひこのことを検討していただきたいと思います。

次に移ります。最後、介護保険の見直しと町の対応についてお伺いいたします。

介護保険は、来年4月が制度発足5年目の見直しの時期となります。政府は見直し案を来年の通常国会に提出する予定であります。そこで検討されている内容は、国の財政支出を抑えるため、サービス利用を制限し、国民負担を一層ふやすといった大改悪となっております。保険料の負

担者の年齢を引き下げ、介護保険と障害者福祉を統一する問題については、先送りの方向が示されましたが、2005年度の見直しの柱となるサービス利用の制限や利用料の負担増、高齢者や家族を初め、介護の現場からこのことに対して批判の声が上がっています。

見直しの中身の第1は、要支援と要介護1の人への介護をかえって本人の能力実現を妨げているなどとして、サービスを切り捨てようとしています。要支援、要介護1の人にも必要なサービスを受けることで悪化しないというのが現場の共通した声であるのに、サービスを切り捨てるのは高齢者の生活と人権を踏みにじるものであります。第2に、現行の利用料1割を2割、3割へと大幅に引き上げ、またホテルコストの名目で特養ホームの利用料を大幅値上げしようとしています。特養の入所者の負担は、月額で相部屋で8万7,000円、個室で13万4,000円になるという試算も出しており、国民年金受給者の入所は大変困難になります。第3に、特別対策として行ってきた在宅施設サービスの低所得者対策を来年4月に廃止する方針です。また、要支援や自立の人で、制度発足前からの特養入所者の継続入所の廃止もあり、利用料の値上げも重なり、特養ホームを追い出される人を生み出しかねません。このように政府の見直しは大改悪であります。

日本共産党は、政府の改悪案を中止させるために全力を挙げるとともに、安心できる介護制度に改善するよう財源も示し提案をしているところであります。我が党が政府に提案した見直しに当たっての改善点とは、国庫負担率を25%から30%に引き上げ、利用料・保険料の減免制度をつくること、保険料・利用料のあり方を支払い能力に応じた負担に改めること、在宅でも施設でも安心して暮らせる基盤整備を進めること、介護・医療・福祉の連携で健康づくりを進めること、介護労働者の労働条件を守り改善するの4点であります。現在の介護保険が抱える深刻な問題を解決するための必要最小限のものであり、提案に必要な財源も数千億円程度と示しているところであります。政府の見直し案が実行されるならば、町民の介護保険に対する信頼と期待は失われることになり、現在利用している人、これから利用しようとする人に及ぼす影響ははかり知れません。また、保険料徴収などでの混乱を招くことは必至だと思いますが、町長はこの見直し案をどのように認識されるのかお伺いいたします。

必要なサービスの保障、これ以上の負担増を押しつけない、低所得者対策の継続・拡充、施設からの追い出しはしないなど、町民の介護不安を招くことのないよう国に対して強く要望するとともに、広域においても保険料や利用料の独自の軽減策を行うよう求めていくこと。また、町独自の軽減策を行うことについて、町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（後松一成君） 答弁を求めます。

○町長（松田知己君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

今回の見直し案は、介護保険法附則第2条の法律の施行後5年をめどに検討を加えるとの規定に基づき行われておりますが、その基本的視点は給付の効率化、重点化による制度の持続可能性、予防重視型システムへの転換による明るく活力ある超高齢社会の構築、効率的かつ効果的な社会保障制度体系への社会保障の総合化にあり、社会保障制度安定のための長期的視点に立ったものと理解しております。介護保険制度がその所期の目的どおり運営され、国民に信頼される安定した制度となることは町としても望むところでありますが、低所得者を排除するものであれば議員ご指摘のとおり、効果的な低所得者対策について町村会などを通じて国に要望してまいりたいと考えております。

また、低所得者対策に対する独自の軽減というご質問でございますが、広域に加入している町村が単独で自町村民にだけ保険料・利用料を軽減していくというようなことは、金額の多少にかかわらず広域運営の趣旨に反するとともに、保険料・利用料の負担が不公平となり好ましくないと考えますので、広域として対応が可能なものについては広域の中で検討していきたいと考えており、町独自の軽減は考えておりません。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 24番。

○24番（泉 美和子君） 広域に加盟している町村の中でも独自の軽減策を行っているところが幾つかあります。ですから、これは決してできないことではないと。町長の考え方一つだと思いますが、なかなか現実的には難しいということをごこれまでのいろいろな答弁の中でも、以前の旧町村の答弁の中でも聞いておりますけれども、ぜひこの問題はこれからますます本当に住民にとって切実になる問題だと思います。ぜひ広域で十分軽減策の問題、広域の会議の中でそういう話し合いをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 答弁させていただきます。

広域の各種会議等の中で、そういった意見交換をさせてもらいたいと思います。以上をもちまして答弁を終わります。

○24番（泉 美和子君） 終わります。

○議長（後松一成君） 以上で、24番、泉 美和子君の一般質問を終結いたします。

佐々木 正 君

○議長（後松一成君） 最後でございますが、35番の佐々木 正君の一般質問を許可いたします。

（ 3 5 番 佐々木 正君 登壇 ）

○3 5 番（佐々木 正君） 35番、佐々木 正です。

美郷ブランドについてというようなことが所信表明の中にありましたが、それについて1点。それから、職員の給与についてということで2点質問をいたします。

まず所信表明の中で、農業振興については、消費者の求める安心安全を大切に清浄なイメージで美郷ブランドの確立とあります。安心安全というものは大体わかります。無農薬あるいは減農薬、それから無化学肥料で有機栽培というようなことだと思います。ただ、清浄なイメージで美郷ブランドというようなこと、先ほど福松さんに回答しましたが、これからJAと相談してやるというようなことのように思いました。ただ、JAでもブランド化した作物は全国区のようなものはありません。それから、県内でも山内のいものこのように、ほかの産地のいものこと価格差があるようなものはありません。そのようなことで、町長は過去県の農政関係で頑張ってきたんですが、具体的なある程度のイメージを持った農産物をブランド化するというようなことを考えていると思います。そういうことで、ある程度具体的なものを伺いたいと思います。それでどのような農産物をどのように作り、ブランド化するかということ伺いたいと思います。

2番目、職員の給与です。

平成16年11月1日、3町村が合併して美郷町がスタートしました。町村の合併は、いわゆる日本的なリストラ策であり、町村長、議会議員の削減、10年後まで職員も100名ほど減らすというようなことです。しかしながら、職員の給与については触れられておりません。その職員の給与も合併につながる一因だと思っております。

過去に、町民には職員の給与に対する不公平感を感じている方々も多々ありました。それでちょっと調べてみました。平成15年度のもので、県の職員の年収4歳平均で698万円です。それから、ほかのところはわかりませんが、仙南村の職員の平均年収が573万円です。あとちょっと伺いましたが、平成15年1月から12月までのものだと思いますが、六郷町の給与所得者3,175名の給与が86億413万9,000円、つまり年収が1人当たり27万円だそうです。県の職員が698万円、仙南村の職員が573万円、六郷町の給与者関係が27万円の平均年収だそうです。それで私もこれを見てちょっとびっくりしたけれども、町長、この年収を見てどう思われますか。伺いたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） 答弁を求めます。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、美郷ブランドについてですが、消費者は食に安全と安心を求めています。私たちの美郷町は清浄な清水があり、さらに低農薬や有機栽培を重ね合わせると、そこに安心感を伴う農産物イメージがわいてきます。今後一層激化する産地間競争には、消費意欲をそそるイメージ戦略が不可欠ですが、こうした農産物イメージを米を初め重点作物として位置づけられるアスパラやホウレンソウ、キュウリ、トマトなどに付加していくことが必要と存じます。そのため一定の栽培基準をJAを含む任意団体等の農業者団体と連携を図りながら策定し、農業者がそれを遵守するとともに、高品質の付加価値農産物を生産し、包装等で美郷ブランドという名称を統一使用し、市場流通等において優位性を確保したいほか、地産地消においても付加価値農産物として消費者に認知してもらうように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、旧仙南村におきましては、米については仙南ブランドとして仙南村の名称が化粧袋に印刷されるように要請してまいりましたし、また特産品シールを村が作成し、既存の野菜等の包装にそのシールを添付して仙南ブランドを強調してきた経緯がありますので、ご紹介させていただきます。

次に、職員給与についてですが、公務員の給与水準を示す指数としてラスパイレズ指数というものがありますが、旧六郷町では89.9 旧千畑町では92.9 旧仙南村では91.8と、国家公務員を100とした場合、約10ポイントぐらい低くなっております。また、平均年収は同一職種の県職員と比較すると100万円程度低い状況です。異業種との比較では、数字的には高い平均年収となっておりますが、平均年収の算定基礎となっている平均年齢や経験年数あるいは勤務実態などが不明であるとともに、異業種でありますので単純比較はできないものと考えております。いずれにいたしましても、町職員給与は人事院勧告や県ほかの地方公共団体との均衡を考慮し、議決を経て定めておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上をもちまして答弁を終わります。

○議長（後松一成君） 35番。

○35番（佐々木 正君） 1番目、美郷ブランドについてです。

町長は今仙南ブランドでやった、それから特産品のシールを張ったとかと言われております。それでブランドになったかどうか。まずほかの産地のものより高く売れたとか、余計売れたとか、そういうものがあつたかどうか伺いたいと思います。

それと、この給料関係です。まず町長が言うとおり、一般の給与所得者のものは何歳でどんなあれだかわからないけれども、ただこれから 20万円も 30万円もふえて町の職員と同じくらいということはとてもないと思います。何も平均がふえてみたって 50万円かそこらだろうと思います。それを見ればやっぱり高過ぎると思います。町の職員が一般の町民より多く汗を流して、やっぱり頑張ってもらおうということでないといけないと思います。それこそ町民が不公平感を抱くようなものではできないし、それに町長は公平と言っているけれども、町の職員は高く、一般の町民は低いというのは公平ではないと思いますので、そこらあたりちょっとお願いします。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 再質問に答弁させていただきます。

まずブランド化の問題につきましては、旧仙南村での取り組みで有利に販売されたというところまでは残念ながら至っておりません。したがって、美郷町においてなお一層力を入れて頑張ってもらいたいという思いです。

それから、給与につきましても、異質のものを同一に比較すること自体が無理があるというふうに存じますので、単純に給与水準が高い低いというものを金額だけでは論じられないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後松一成君） 35番。

○35番（佐々木 正君） いろいろブランド化するというのはどんなものかというのは、町長はわかっていると思いますが、同じようなよい生産物を継続的に、それから多量のロット数を出荷する必要がある。それこそ多大な労力と長い年月を必要とするものだと思います。それで今合併して、これから10年後何とかなるのかわかりません。それで今のJAにしたって、どんなものかわかりません。それこそ合併したのもなかなかうまくいかなくて、出資金出してくれるのを待っているような状況です。それこそもっと町長がリーダーシップを持って、どこまでもやってもらいたいと思います。

それから、先ほども言いましたが、合併したからには職員が「おれここの仕事だから、これしかわからねえ」とか、「あっちの方だばできね」とか、そういったものでなく、やっぱり1人2役とか3役とか頑張ってもらって、それこそ町民が不公平感を抱かないような町政をやってもらいたいと思います。答弁を求めます。

○議長（後松一成君） 答弁。

○町長（松田知己君） 答弁させていただきます。

職員がこれまでの自分の経験を踏まえながら、今現在所管している業務以外の部分についても

経験を生かして町民に行政サービスを行う、あるいは行政相談に乗るということは、町職員として当然のことと理解しますので、そういった職員の体制になりますように今後一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（後松一成君） 35番。

○35番（佐々木 正君） 町長のリーダーシップに期待して終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（後松一成君） 以上で、35番の佐々木 正君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（後松一成君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時41分）